

らぬ時は體重増加の抑制が見られ且末期には減少さへ示す。出産前の2—5週間の労働中絶は妊娠末期の體重増加を確保するが、労働中絶をせぬものは體重減少した。

D. 基礎新陳代謝の變化—單位體重當り酸素消費量 此の問題に對する從來諸家の研究は區々であるが本結果に於ては妊娠末期に於て單位體重當り酸素消費量が増加して居るのは、僅に労働婦人中の1名で他の4名は、妊娠末期それが増大する事實は明瞭でない。且 sexual rest にある婦人に比しても増加して居ない(妊婦平均 3.82 立方糎±8.0%、4.73 立方糎—2.68 立方糎、普通婦人 3.42 立方糎、4.44 立方糎—2.33 立方糎)。

全熱生産。24時間の全熱生産を計出して見ると妊娠前半期に比し後半期は12—17%の増加を示した。但し22%と云ふ1名の例外があつた。大體から云つて妊娠末期の2ヶ月には妊娠の全熱生産は増加する様である。

ガス代謝並に體重の變化と Spezifische dynamische Wirkung の低下 此の三者の増減に關する Knipping の説く所は尙疑問とすべきである。被検者中労働婦人1名が體重増加は抑制的で末期に却つて減少したのに全熱生産は増加したのは、彼女が労働の自己調節をなさず妊娠全期間を通じて強制的労働に従事した爲に内部的労働が増大するに拘らず外部的労働が依然として行はれた爲に栄養殊に蛋白の體內沈着を起さず且體組織が外的労働の力源として使消せられたと説明される。

2) 妊娠過程の進行と労働時酸素消費量に就て

實驗 前實驗の被検者の1名は前實驗測定後直ちに圓形アスファルト歩道(1周 22 米)を1分間 100 歩の速さを以て歩行せしめ 5 分間の採氣をなした。衣服、装置は常に同一のものを使用した。實驗は妊娠第 13 週より第 38 週に及び回数 22 回に及んだ。

實驗結果 第 13 週の運動時酸素消費量に比し第 20 週以後の値は全部大である。(但し前半期の値は 13 週のみであるので重要な結論得られず)

安靜時の單位體重當り毎分の酸素消費量に對する運動時の單位體重當り毎分の純運動に必要とされる酸素消費量の比は妊娠第 13 週より末期にかけて漸次増加す。第 13 週を 100 とすれば第 36 週 222、第 38 週 195.4。

即ち運動時の單位體重當り酸素量は妊娠の前半から後半へ漸次増高し末期に約 2 倍となる。體重の増加率は 14% であるから、之よりも著しく高率。

即ち妊婦に對する内部的労働負荷の増大する時期—妊娠後半期特に末期の母體の増大、胎兒の増育—は丁度純外部的労働に要する力源の需要が増大する時期であると云ふ悲しむべき事實が結論される。

3) 婦人労働者の妊娠保護に關する提案

著名の前論文婦人労働に關する生物學的考察に於て妊婦保護に關して提案をなしたが問題の重要性により、本研究の補足する所の必然性に依り再び提案をなす。

1) 婦人労働者の妊娠後半期即ち妊娠第 6、7、8 ヶ月に於ける労働時間制限—最大 6 時間とす。理由。妊娠後半期に於て生命保持に必要なエネルギーは前半に比し増大する。且外部的労働に對し使用されるエネルギーも増加する。かゝる生理的狀態の下では妊娠過程進行を順調ならしめ、安んじて母たる準備と活動を充實せしめる爲、妊娠後半に於ける労働量制限の外に途なし。且労働時間の制限下に於ても從來の生産水準を考慮せる賃銀が支拂はれねばならぬ。時間制限は作業の強制的性質の大なる部署に於ては絶對的に必須なる條件である。

2) 妊娠第 9、10 ヶ月に於ける労働の禁止 理由—現行工場法(施行令第 9 條)は出産前 4 週間の申告に依る休養を認む。然し妊娠は婦人の最高の性的義務である。この義務遂行の完不完は次代の人類國民の質量に至大なる影響を及ぼす。従つて國家は婦人の本性に結合する性的義務に關し十分に保護する義務を持つ。申告による休養てふ生半可なる規定に代へ禁止を明にせる法令に改正すべし。

且本研究に依れば末期に於ては母體の増大、胎兒増大のため母性的内部労働に關し最も重大なる時期に相當する故この期の強制労働且労働への自己制限の不可能は體重を減少せしめず反對に 2—4 週間の休養は順調なる體重経過を示す事實がある。加之純労働に必要なエネルギーは第 32—38 週に著増する事實がある。故にこの期の労働は労働妊婦の體組織を又胎兒の發育を犠牲にする。道徳的にも、以上の如く科學的にも、これは許すべきではない。

3) 労働する妊婦並に工場管理者への勸説

A. 妊娠確定後直ちに定期的體重測定—4 週間毎に連続 3 日—をすゝむ。

B. 體重の測定は後半期で特に必要、連続する 3 日間に於ての増加はなくとも續いて来る 4 週間後の測定が増加して居なければ(多くは 1 疋内外)労働狀態營養に注意を拂ふこと。

C. 以上の事柄は強制的性質を有する機械的作業程嚴格に實行すること。後半に於ける體重増加抑制が発見され他に病的症候なければ生産高の自己調節の出来る部署に轉せしむ。

(イ) 妊婦に作業椅子を與へ立つ必要ない時は坐して休養せしめる。

(ロ) 妊婦をして出産前の法的休養期間の休養を積極的に嚴守せしめる。

No. 164 B 婦人労働者の妊娠及出産の法的保護に就て

助 川 浩 労働科學研究 第 9 卷第 4 號 昭和 7 年

本論は「現在の工場法の規定を以てして女性の本性に深く相關する所の妊娠出産及び哺育と云ふ本質的な母性的活動は果してよく之を確保し得るか」と云ふ點に關し、大阪府下 54 の繊維工場に労働する婦人労働者の内昭和 5 年度に妊娠し或は出産せる者 980 名に就き調査せるものを報告する。

出産前の休養日數

休養日数	妊婦数	%	休養日数	妊婦数	%
休養せざる者	89	9.1	4—5週	133	13.6
1日—1週	101	10.3	5—6週	63	6.4
1—2週	71	7.2	6週—	210	21.4
2—4週	313	31.9	計	980	

即ち 41% が法定出産前休養日数以上を必要とす。且 6 週間以上は 21.4% もある事も注目すべきである。他方に経済的生活事情により家庭的事情により母性的義務を犠牲として出産直前まで労働するものが相當に存在する。

かくの如き事實は現下の保護法規が實際に適應せざる事を物語る。一方に於て半數に及ぶ法定以上の休養を取る者あり他方に於て申告主義のため母性的義務の犠牲に於いて過度労働を行ふ。

後者は賃銀欲求の現實的不可避性に依るものなる故この重要な母性的義務遂行の強制を萬全になさんとすれば経済的保護も又増強されねばならぬ。

出産後の休養に就て

出産後休養日数	妊婦数	%	出産後休養日数	妊婦数	%
4週以内	5	0.7	8週以上	182	26.6
4—5週	45	6.6	不明	1	0.2
5—6週	92	13.4	6週以上休業調査當時未出勤者	24	3.6
6—7週	162	23.7	6週以下休業調査當時未出勤者	100	14.6
7—8週	74	10.8			

法定 6 週間以下の産後休養者は 20.7%、法定以上休養者は、61.1% にも上り、3.6% の調査當時未出勤にして既に 6 週間以上休業する者を加へれば 65% にも達する。

産科學的知見に依れば産後 4 週間にして、出産關係の諸器官は恢復する。故に現行法の 6 週間、例外として醫師許可を條件とする 4 週間の労働禁止は根據あるものと思はれる。

然し乍ら、婦人労働者殊に出産後のそれは、多く家庭主婦の勞務に服し同時に工場労働を負擔する故、出産に依りそれに伴ふ家事は著しく増強される。——身體能力の不充分なる恢復の上に嬰兒哺育に關する勞作加はる——。故に産科學的見地のみならず産婦の家庭、社會的生活の變化、本質的母性活動としての哺育を考慮するに依り、完備なる産婦保護が得られる。

出産後 6 週間以上休業せる者の理由

母體の側の身體的障害	件数	%	不明	件数	%
母體の側の身體的障害	83	21.0	不明	113	25.0
産兒の疾病	9	2.0	計	442	100.0
哺育及家事上の都合	227	51.4			

かくて哺育及家事上の都合が主要原因である。又、母體の側の障害に依る者が 21.0% を占むる事も注目すべきである。

No. 165 我國に於ける妊産婦保護施設

猪 間 駿 — 都市問題 5 の 3

著者は先づ労働法制上の妊産婦保護施設として工場法及び健康保健法に關し、内外の歴史並に現規定について論じ、更に農村における産婆の分布状況並に助産事業について述べ、一轉都市の細民階級における分娩調査並に之に對する施設を理論及び實際について略敘し、總括して (1) 産前産後の休養強制に關しては、その期間に就ては今日略々標準點に達した様に思はれる。たゞ適用範圍の擴張が問題として残つてゐる。(2) 健康保險に於ても同様である。之が國民の大部分に擴張された際には、他の給付に於けると同じく分娩に關しても家族に迄及ぼすのもよしが目下の所はむしろ市町村における助産公營補助の方に向ふが合理的と考へる。(3) 健康保險の分娩に關する給付は疾病に對する醫療の如く、現實の助産を行はしめたい。従つて産婆團體の組織を發達せしめる必要がある。(4) 地方町村で産婆のない所に之が普及を計る方策は是非必要である。(5) 都市における妊産婦保護事業はその社會事業的性質を十分顧慮し、單に助産技術の提供にとどめず、妊産婦並にその家族の道德的、衛生的、經濟的生活の指導をも志すべきである。之がためには産院は同時に附近地域の保健センターとなり隣保機關となり、産婆の資格ある巡回看護婦を活動せしめる必要があると論じてゐる。

第 7 章 婦人労働者の教育並に福利施設に関するもの

No. 166 母性及び乳幼兒の法的保護

長 沼 宥 有 社會事業 19 の 1

我國に於ける婦人労働者は工場、總労働者の 43.3% を占め、その中所謂生産年齢 (16—50 歳) にあるものは婦人労働者總數の 82.6% に達してゐる。かくる多數の婦人労働者の存在に對し母性労働及び乳幼兒の保護規定には如何なるものがあるか。之について著者は、出産前後の休養期間、生兒の哺育時間、分娩に關する保險給付に分けて法律上の保護規定を詳述し更に進んでその改正すべき點、考慮すべき事柄を明にしてゐる。然し以上の事は單に工場労働者に限るものがあり、この外に更に大きい數字を示すであらう婦人労働者、勞役者を忘れてはならない。之に關しては一方に於て母性勤勞の保護と母子家族生活の法的保護を中心とする立法乃至改正の促進に努め、他方に於て社會事業施設の完備に努力しなくてはならないと説いてゐる。

No. 167 女教員産前産後に於ける休養に関する調査

文部大臣官房学校衛生課 学校衛生 第5巻第12号 大正14年

女教員の産前、産後の休養に関しては、大正11年9月、文部省訓令第18号を以て産後6週間、及び分娩予定日前2週間に休養せしめることに決定せられ、ついで同年11月、文部次官の通牒を以てこれが実施に関する注意が與へられたのであるが、爾來、その成績を、各府縣より大正13年度全國各府縣の実施状況に見ると次の通りである。

学 校	女子師範学校	女 学 校	實 業 学 校	小 学 校
女 教 員 数	381	4,973	2,017	63,272
分 娩 件 数	26	282	145	6,035
同 右 百 分 比	6.82	5.67	7.19	9.54
産前1週以内休養者	6	101	57	2,590(43%)
同 2 週 以 内	9	74	30	1,099(18%)
同 2 週 以 上	8	53	22	891(15%)
無 休 養 者	3	50餘	—	—
産後6週以内休養者	11	138	92	3,967(66%)
同 6 週 間	8	50	29	1,306(26.6%)
同 6 週 以 上	7	37	20	706(12%)

これを以て見れば、産後6週間に於て、その大多数は健康舊に復し、平常の職務に従事せる現況であると著者は云つてゐる。しかし小學女教員の産前の休養についてその休養せざりしものが約25%位ある筈になつてゐるが之は注意すべき事象であらう。

No. 168 工場に於ける寄宿舍の現況に関する調査

社会局労働部 労働保護資料 第21輯 大正15年5月

大正14年7月適用工場中常時10人以上を收容する寄宿舍に付き調査した結果の報告であつて、工場寄宿舍寢室の建築並にその設備、食堂の設備、便所の設備等に就て記述したものである。この統計報告中寢室に関するもの1、2を抄記すると次の通りである。

寢室の室面積別寢室数調(その1)

業 務 別	實棟数	15 疊 以 下		20 疊 以 下		25 疊 以 下		30 疊 以 下	
		15 疊 以 下	34,008	2,795	13,538	1,123	5,310	522	2,082
染織工場合計	8,189	5,830	34,008	2,795	13,538	1,123	5,310	522	2,082
機械及器具工場合計	188	107	728	28	40	6	7	4	4
化学工場合計	480	385	1,707	59	99	25	52	15	26
飲食物工場合計	707	481	1,242	125	101	80	94	48	60
雑工場合計	161	133	589	21	44	10	18	6	9
特別工場合計	9	6	34	—	—	1	1	—	—
總 計	9,740	7,002	39,083	2,908	13,888	1,245	5,491	595	2,140

(その2)

業 務 別	40 疊 以 下		50 疊 以 下		80 疊 以 下		100 疊 以 下		100 疊 以 上	
	40 疊 以 下	780	155	219	109	183	25	44	16	87
染織工場合計	389	780	155	219	109	183	25	44	16	87
機械及器具工場合計	3	4	1	2	—	—	—	—	—	—
化学工場合計	23	31	4	6	4	4	—	1	1	1
飲食物工場合計	34	32	12	14	8	12	—	—	—	—
雑工場合計	3	3	1	1	1	1	—	1	1	1
特別工場合計	1	1	—	—	1	5	—	—	—	—
總 計	453	851	173	242	123	205	25	44	18	89

註 此表に於て各区分欄中上は寄宿舍数下は室数

寢室の收容人員割合(1人當り疊数)割合に関する調

業 務 別	1 疊 未 滿		1 疊 以 上 1 疊 半 未 滿		1 疊 半 以 上 2 疊 未 滿		2 疊 以 上	
	工場数	收容人員	工場数	收容人員	工場数	收容人員	工場数	收容人員
染織工場合計	126	24,000	1,020	170,347	2,621	266,362	1,037	63,284
機械及器具工場合計	9	139	29	615	41	1,180	64	1,611
化学工場合計	6	238	20	744	39	1,727	69	2,041
飲食物工場合計	51	1,186	227	4,378	112	2,628	147	3,099
雑工場合計	2	35	31	780	38	1,123	44	1,139
特別工場合計	—	—	1	34	—	—	5	54
總 計	194	25,598	1,328	176,898	2,851	273,030	1,366	71,228

No. 169 工場衛生婦に就て(1)

鯉沼 非吾 醫事公論 第896—898号 昭和4年

著者は(労働婦人の保護監督に教養ある婦人を當らしめるといふことは、労働婦人側の利益であり、又最も婦人に適應せる職業の一であると考へる。又工場衛生婦は病人看護の知識でない、一般の衛生知識豫防醫學知識等をもつた婦人の活動は寄宿舍を有する我國の工場に於ては既にとくに發達してゐなければならぬ。衛生婦の活動は更に工場外にも延され得る)と論じ獨逸及英國の事情を報告してゐる。獨逸に於ける工場保護婦の数は1925年に於てはプロシヤ34名、工場婦の任務は(1)労働者を助け之を指導し教育すること、工場内に於ては作業場の巡回、(2)職工の相談に應ずること、母の相談に應ずること、(3)新職工採用の時その選擇に當ること、(4)職工の勤務替へを行ふこと、(5)職工解雇の時の働、(6)小工場に於ては家庭婦として働くこと、(7)圖書借出に應ずること、(8)救護事業に關係すること、俸給は至つて高く又職業上階級の困難が伴ふ故に今では非常に減少してゐる。教育の程度も女學校卒業 38、看護婦教育を受けれる者 31、戦時保護看護の試験を受けたもの 14、家事

教育を受けし者 5、會計教育ある者 5、外 6。次に英國に於ては産業副利協會婦人部長＝ール夫人の演説及實際家 5 名の意見が載せてある。最後に社會衛生學の理論を實際化して其の前線に活動する者は一般保健状態の未だ良好でない我國に於て是非共爲さねばならぬものであると共に殊に吾が工場に於ける労働者の大部分は女子であることを思へば工場衛生婦の必要は容易に首肯せられる。

No. 170 繊維工場附屬寄宿舎の衛生學的觀察

笹 村 錢 雄 社會醫學雜誌

此れは繊維工場寄宿舎の調査であり結果は次の通りである。

1. 建物は全部木造で二階建が半数以上。
2. 寄宿舎 1 人當りの平均坪数は 9 合 4 勺である。
3. 寢室の最大なるもの 405 坪、最小なるものは 9 合にすぎぬ。
4. 寢室の最多收容人員は 708 人、最小は 1 人である。
5. 1 人當り最大坪数は 7 坪で最小は 2 合、平均は 8 合である。
6. 寢室の最大氣積は 405 立方間、最小は 1 立方間、平均は 13 立方間。
7. 1 人當り最大氣積は、7.5 立方間で、最小は 0.3 立方間、平均 1 立方間。
8. 寢室には天井のあるものとなきものと半々であつた。
9. 寄宿舎の窓は引違窓一番多く、79% を占める。
10. 窓なきもの 4 工場あり。
11. 寢具は、工場主より職工に貸與せる工場数は全體の 83% を占める。
12. 寢具は 2 人 I 床共同制約半分を占む。

第 8 章 婦人労働者の保護法制に関するもの

No. 171 工場法に現はれたる醫學的方面

古 瀬 安 俊 國家醫學雜誌 第 361 號 大正 6 年

工場法は大正 5 年 1 月 1 日から實施せられる事となつた。工場法は 25 條から成り、施行令が 42 條施行細則が、31 條合計 98 條となつて居る。

適用の範圍は常時職工 15 人以上を使用する工場並に有害なる工場である。就業時間は 15 歳未満の男女及び 15 歳以上の女子、即ち所謂保護職工についてのみ 12 時間と制限せられ 15 歳以上の男子には制限はない。その制限も機械製絲等では今後 15 年間は時間延長が許可される。(5ヶ年間は 2 時間其の後は 1 時間又季節により繁忙なる事業や又必要ある場合には特別の延長が認められる。次に注意すべきは夜業の禁止であり、午後 10 時から午前 4 時

に至る間は禁止される。しかしそれにも例外があり仕事の性質上已むを得ぬもの及び、晝夜交替作業の場合は許可され、後者には今後 15 年間のみ許される。

休日、休憩時間も制限され、一般には 1 月 2 日、晝夜交替作業では 4 日の休日を與へ、6 時間以上の仕事には 30 分、10 時間以上には 1 時間の休憩時間を與へるよう規定された。

満 12 歳未満の少年は一般的に就業は禁止されたが、印刷等の輕微な作業では 10 歳以上 12 歳以下のものを或る條件の下に許される事となつた。

操業上の制限は二つに分れ、物理的危険及び化學的危険に対する制限である。工場の設備、賃銀及び貯金その他の支拂の事、職工の名簿及び負傷職工の届出徒弟等についても規定が設けられた。

醫者として差當り知つて居なければならぬ事は病者、産婦の制限及び職工の扶助の二つである。病者については 1) 精神病、2) 癩、肺結核咽喉結核、3) 丹毒其の他の急性熱性病、4) 微毒、其の他の傳染性皮膚病、5) トラホーム等の傳染性眼病に罹れるものは就業を禁止され、4) 5) に関しては傳染豫防處置をなしたものは、此の限りにあらずとされて居る。此處に云ふ結核は開口性の結核であり、トラホームは著しく傳染の處れある場合に限られる。又トラホーム、傳染性皮膚病は傳染豫防の處置をなしたる場合は使用してもよいが、此れは醫者の常識判断によつて決定される問題である。疾病に罹つたものが就業の爲に、病狀の悪化する處れある場合には使用する事は許されないし、傳染病に罹病した後も未だ健康を回復しない内は就業せしむる事を得ないが、醫師が見て差支へなしと云ふのはよろしい。

産婦は 5 週間を経過しないものは使用出来ないが然し 3 週間を経過して醫師が使用してよいと認めた場合は許可される。

扶助に關しても規定が設けられ、療養費、休業手當、不具廢疾手當、遺族の扶助、葬祭料の 5 種について細く規定されて居る。しかし何れも業務上に原因する疾病負傷に限られる。此の業務上に歸因するや否やを決定するのは醫師であり、醫師たるものの責任はまことに重大である。此の中疾病については業務上に原因するものなりや否やの區別立てが難しいので政府は通牒を發して、1) 工業中毒、2) 腐蝕及潰瘍、3) 濕疹、4) 筋肉及關節等に関する病氣 4) 眼病 5) 傳染性の病氣業、その各々について、業務上の疾病を細く規定した。しかし此れ等の規定以外でも業務上の疾病は相當あるわけで、その判定を行ふに當つて、醫師は非常に慎重にやる必要がある。

No. 172 日本資本主義發達史上に於ける工場立法の史的役割

風 早 八 十 二 社會政策時報 第 190 號 昭和 11 年 7 月

1) 工場法は英國に於いて、機械化のプロペラとしての役割を演じたが、我國に於いては工場法成立以前に産業革命を終り、その慘禍の後始末として出現した。

2) 我國に於ける生産の機械化はマニファクチュアラーの工場工業化、工場工業の大規模化を必ずしも意味せず、零細工場の廣汎な残存と兩立し得た。此の事は工場法の目的とする工場施設並びに、労働諸條件の改善を困難ならしめる客觀的根據の一つである。

3) 我國の再生産過程の特質は零細工場の壓倒的比重と並んで高度の企業集中、小數巨大工場への労働者の大群の集中する事、此處に基本的矛盾がある。此等巨大工場は主として農村婦人一大部分 14 歳未満一を労働力の根源とする織維工場であり、一方零細工場の壓倒的存在に制約され、工場法の遂行を困難ならしめる。

4) 婦人、幼少年労働者が特殊の重要比重を占めて居る事は、日本資本主義の機構なのであり、此處に労働者保護のための工場立法が社会的に要求される強い必然性があると同時に他方それ等労働力が農村に於ける相對的過剰人口により不斷にフンダンに創出される故、法律工場法の作用を以つてしては到底、保護を全うする事が出来ない事となる。

5) 實施された工場法自身も不完全なものであつた。先ず適用工場は 15 人以上の職工を常時雇傭するものであり、5 人以上工場の約 7 割を占めるに過ぎず、非適用工場の劣悪條件が、適應工場の諸條件を制約する。

保護職工については 12 時間の労働日に制限されたが、當分の間は 2 時間の延長を許され深夜業の禁止も二交替制を採用する場合は同じく 15 年間許可され、全くその効力は減殺された。幼年労働の禁止に關しても工場法はティミッドな態度をとり、最低労働年齢 12 歳も例外を認め保護職工の最高年齢を 14 歳とした事も消極的であつた。

6) かくる不十分な保護規定にも拘らず、工場主の違反の續出した事は工場監督の責にのみ歸すべき事ではなく、その根本的原因は廣汎なマニファクチュア及び零細工場の存在である。

7) 工場法保護の對象物たる生産設備及労働者状態の一定の水準は、工場法實施により忽然と其處に到達したものでなく、それ迄の社會諸關係の長い過程によつて獲得された、社會的獲得物である。それ故工場法の任務は要するに國家權力により此の社會的獲得物を擁護し擴大し、その違反に斷乎として制裁を加へるにある。これによつて工場法は自己自體の社會性を確認し得るであらう。工場法の任務を正しく發展せしむるためには、阻止的諸モメントのための強い社會的壓力が要請せられるであらう。かくの如き社會的壓力は現在獨占資本乃至は大規模工場の力を意味せず、又それはこれ等の中より來るものではない。

No. 178 世界諸國に於ける女子労働者保護法制 (上)(中)(下)

世界の労働 第4巻第9, 10號 第5巻第1號 昭和2年9, 10月 昭和3年1月

世界各國に於ける女子の労働時間、夜業、坑内労働禁止及び産前産後の女子労働者保護に關する法制を總觀したものである。

1) 婦人の労働時間を規定する諸國は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、佛領マルトニーク、ガデループ、レウニオン、イギリス、英領アイル・オブ・マン、マルタ、ハンガリー、インド、オランダ、ポルトガル、アルゼンチン、ペルー、メキシコ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドである。

規定の形式は最長時間を規定するもの、土曜労働の最終時間を規定するもの、夜業禁止に附隨して一定時刻より一定時刻までの間の労働禁止を規定するもの、残業を禁止するもの、週時間の最高を規定するもの等がある。1 日労働時間は 10 時間までとなすもの最も多く 10 時間以上のものはインドの 11 時間、英國の 10 時間半(非織維工場) 英屬領アイル・オブ・マンの 1 週の内 3 日は 11 時間 1 日は 13 時間、1 日は 15 時間、残余の日は 6 時間半の規定の 3 例にすぎぬ。中には 1 日 8 時間を規定する所も少し存在する。

2) 夜業禁止

女子の夜間使用を禁ずる諸國はオーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェツコ、エストニア、フランス、イギリス、ギリシャ、ハンガリー、インド、イタリー、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポーランド、ロシア、ユーゴスラヴィア、スペイン、スウェーデン、スイス、アルゼンチン、ブラジル、ペルー、メキシコ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド等である。

3) 坑内労働に關するもの

坑内労働は危険多く不衛生な作業であり、暗黒裡に於ける作業であり、温度濕氣等の關係上往々羞恥心を傷くるが如き服装にて従事する作業であるから、人道上母性保護上甚だ不適當である故之を禁止すべきである。それで禁止は始めて 1842 年に法制化され、他の諸國相次で之に倣ひ 1890 年のベルリン會議に於けるこの問題の討議より諸國の立法を刺戟したので 1905 年のベルリン會議前にイギリス、オーストリア、フランス、ドイツ、イタリー、スウェーデン、ノルウエイ、ベルギー等の諸國は之を禁止した。1919 年の第 1 回國際労働會議は女子労働保護に關し大いになす所あつたがこの問題には觸れなかつたが、既にその實が擧つて居た故である。今日之を禁止しないのは印度と日本のみである。我國に於ては現在 4,8 萬の女子が坑内作業に傭使せられて居て最近嶺山に於ける労働條件を規定したる鑛夫勞役扶助規則が改正されたが、女子坑内労働の禁止に就ては何等の進歩を示して居ない。

① オーストラリア、1919 年より女子は凡て坑外労働にのみ許さる。② ベルギー、嶺山石切場にて凡ての女子の坑内作業が 1889 年より禁止さる。③ ブルガリア同じく 1917 年より ④ チェツコ坑外共に禁止 (1919 年より) ⑤ デンマーク、規定なし ⑥ エストニア、坑内作業禁止 (1924 年より) ⑦ フランス同様 (年代不明) ⑧ ドイツ同様 (産業法典第 154 條) ⑨ イギリス同様 (1911 年より) ⑩ ギリシャ同様 (1912 年より) ⑪ ハンガリー規定なし ⑫ アイルランド、イギリスと同様 ⑬ イタリー同様 (1907 年より) ⑭ ルクセンブルグ

同様(1924年より) ⑮ オランダ同様(1906年より) ⑯ ノルウェイ同様(1924年より)
 ⑰ ポルトガル同様(1891年より) ⑱ ルーマニア同様(1924年より) ⑲ ロンヤ同様(労働法典第129条) ⑳ ユーゴ、規定なし ㉑ スペイン殆んど凡ての坑内作業種につき禁止される。(1908年より) ㉒ スウェーデン坑内作業禁止(1912年より)

4) 産前産後の女子労働者保護

産前産後の女子労働者を保護する法制は、一は出産に関する期間中適当な休養を與ふると共に、物質上の保障をなすことに依つて、母親労働者の健康を維持せんとするものであり他は母親が労働に復歸したる後、生児の健康を保護し、その死亡率を遞減せんとするものである。

ワシントン條約案 1919年のワシントン第1回國際労働總會採擇の産前産後に於ける女子の保護に関する條約案、工業商業に適用され産前産後各6週間の休業期間を規定し、期間後出産に基く原因のため更に休養を要する場合につき規定し、更に期間中は解雇し得ざることを規定する。産後の労働中1日30分宛2回の授乳時間が與へられる。休業期間別に各國を分けると、

産前6週間産後6週間—アルゼンチン、ブルガリア、西部オーストラリア、カナダ、チエツコ、ギリシヤ、スペイン(前4—6週) 産前産後4週間—オーストラリア(ニュー・サウス・ウエルズ) ベルギー、デンマルク、フィンランド、イギリス、アイルランド、リトアニア、ニュージーランド。

産前5週間産後5週間—支那。

前後合せて8週間—フランス。

産前2週間、産後6週間—獨逸、スウェーデン。

産前5週間、産後4週間—グアテマラ。

産前4週間、産後6週間—日本、ノールウェー、スペイン(4—6、6)

産前4週間、産後8週間—ラトヴィア、南アフリカ。

産前20日、産後40日—ペルー。

産前40日、産後20日—チリー。

産前6週間、産後4週間—ポルトガル。

産前1ヶ月、産後1ヶ月—ブラジル(サンパウロ)。

産前2ヶ月、産後2ヶ月—ユーゴスラヴィア。

産前休業権ノミ産後6—8週間—スイス。

産前産後ヲ通ジ12週間(各1週間以上)—

産前産後1ヶ月—イタリー、ルーマニア。

次に授乳休息時間の規定を述べる。

- 1日30分宛2回—ブルガリア、カナダ、ギリシヤ、日本、ポーランド、ポルトガル、
 スペイン、フランス(工場附属託児所あるときは1回20分)
 1日2回1時間—チリー、ラトヴィア。
 1日1時間以内—ペルー。
 1日15分宛、2回—グアテマラ。
 3時間目毎=15分—アルゼンチン。
 自宅ニテ哺育スルモノハ4—5時間毎=30分
 託児所ノ設備アル場合ハ4—5時間毎=15分—ユーゴスラヴィア。
 休憩時間ヲ與フベキコト—イタリー、オランダ、ルーマニア。
 拒否スルコトヲ得ズ—ノールウェー、スウェーデン。
 特別育兒室ヲ設クベキコト—デンマルク。

第9章 農業婦人労働に関するもの

No. 174 日本農村婦人問題

丸 岡 秀 子 昭和12年

母性生活性的差別待遇、封建的隷屬の苛酷な擔ひ手として、その傳統の根強さ、根深さに於いて、全女性を代表するものは主婦、母としての農村婦人である。一般的に言つて日本の婦人の知的水準も自足の問題も、そして又いろいろの婦人の運動もみな農村婦人の地位に究極の制約を持ち大きな限界を置かれて居る。かうした意味で農村婦人の問題を一般婦人問題の分野に押し出す仕事を心掛けて來た。

自分の研究は農村婦人を、

- 1) 農業労働業者としての農村婦人。
- 2) 都市勤勞婦人の給源としての農村婦人。
- 3) 主婦並に母性的側面からの農村婦人。

の3項目に分けられるが、本書では第3の問題を取扱つた。

農村の女性は全く苦難な生活に於かれて居る。が、別して、小作貧農の主婦や母性の場合に於いては甚だしい。農村婦人は農業労働にも従事する。それに加へて家族制度の下に隷屬せしめられて多くの家事労働をも負擔させられて居る。日本の働く婦人1千萬人中その6割は農耕に従事する。一方農家總戸数の約7割の400萬戸は小作及び自小作である。對象は此の中小貧農層たる農村婦人の上に置かれる。

主婦としての農村婦人

我國の過小農經營に於いては、家族労働を中心として居る爲、婦人の労働は完全な一單位たる事を要求されて居り、婦人労働の農業に於ける地位は重要であつて、養蠶は殆んど婦人の仕事であり、其の他田植、收穫等大低の仕事に參與して居る。一方家に歸ると炊事、縫物洗濯等の家事一切が婦人の肩に負はされて居る。群馬縣下の一部落の中等程度の世帯に於いては生産労働1ヶ年平均1日 6.46 時間、家事労働 6.26 時間、計 12.72 時間であつて、百分比は前者 50.8%、後者 49.2% である。これは1年の平均にすぎず5月から7月にかけては15 時間乃至 18 時間の労働であり、残りの6時間乃至 9 時間の中に食事休養就眠の一切が含まれる。しかしこれは中等程度の農家であり、小貧農家となるにつれ、更に過重なものとなる事は日を見るよりも明らかである。

更に婦人は家計を負担する。日本の農家は過小農であり、農林省の調査によつて見ても、農業所得と兼業所得を合せた所で、自作 650 圓自作 527 圓小作 451 圓にすぎず、家計費を差引けば夫々 100 圓 24 圓 1 圓 88 錢と云ふ僅少な金額である。生活標準の高い所でこうであるから、一般小作農の生活や推して知るべきである。此の苦しい家計をやり繰りして苦しむのが農村の主婦である。(此の家計費の使用方法については詳しく述べられて居る)。

母性として農村婦人は決して恵まれて居ない。出産直前迄何等の休養もとらず、その當日迄働く婦人は殆んど大部分であり、又その労働たるや半分は可憐な農業労働である。大きなお腹を抱へて、田植、田草取り、水汲み、麥蒔き、稲刈に従事する姿は誰しも農村で見かけるであらう。

出産前のみではない。出産後に於いても多くは充分に休養をとる事なく、田畑に出て働かやうな無理は死産率を他より多からしめ、乳児の發育を不良ならしめる。

工場婦人労働者には猶不十分な規定とは云ふものの、國家的な保護がある。出産手当は與へられ、産前 28 日は休む事は出来、産後 42 日間は労働を禁止されて居る。しかし、農村婦人に對しては、國家的保護は全々與へられて居ない。

出産準備は、近代科學の上から見て不十分、不衛生極まるものであり、又産室たるや暗く家人或は産婦自らが初生児及び褥後の世話をするもの3分の1以上(岡山縣の調査)に及んで居る状態である。

乳児死亡は非常に多く、家計の赤字は飢餓兒童を全國的に増加せしめ、兒童の營養を劣悪ならしめて居る。又一方これが、婦女子の出稼、身賣りを強要し製絲、紡績の女工に、藝娼妓、酌婦、女給となつて農村を去つて行く。

農村母性生活の地位の深さは全く農村の機構的な矛盾に深く胚胎して居る。それを技術的な施設や政策の活動によつて緩和出来る範囲は極めて狭い。

しからは農村婦人の文化的生活はどうか。

農家の困窮は益々病人を多くする。しかし、彼等は醫療費を検出する充分な金がなく。全

國無醫村は約 30% に及んで居る。過勞と營養不良で農村婦人は結核性疾患リウマチスが多く、死亡率は都市に比べて高率である。

託兒所の必要な事は云ふ迄もないが、現在は殆んど普及を見て居ないと云つてもいゝ位に少なく、昭和9年約 7,500 にすぎない。

農村娯樂と云へば春秋の祭り、盆踊、村芝居、祝ひ事或は諸種の講位にすぎないが、農村婦人にとっては本當に、娯める機會は男子に比べてずつと少ない。教育程度は都市に比較し格段の差があるに加へて、文化的施設は皆無の状態である。

母性並びに主婦としての生活に現はれた農村婦人の種々相は餘りにもいたいたしい。その原因となつて居るのは、

- 1) 農村の機構的特質が與へる矮小家計と常時的赤字。
- 2) 自然的原因でなく、社會的原因によつて惹き起される恐慌、凶作の打撃と何等改善される事のない生活難。
- 3) 分娩の負擔者たる婦人に與へられた因習的傳統的差別觀念。
- 4) 以上の經濟的社會的の基礎の上に與へられた家族制度の下で一切の負擔の歸着點としての婦人の地位はこゝで集中的に表現される。
- 5) 國家及び自治團體による社會的、公共的施設の貧困等。

以上の壁は何うして取り除かれるであらうか。それを述べる事は本書の範圍外である。

No. 175 農業經營に於ける婦人の地位

石橋 幸雄 農業と經濟 第5卷第1號 昭和 13 年

農業に於ける婦人の地位の重要な事は云ふ迄もないが、國勢調査によれば畜産に於ける婦人の割合は比較的低い。農耕にあつては 44% 養蠶では 72% が、婦人である。これを今農林省の農家經濟調査昭和 8 年度(調査戸數 292 戸)のものより帝農に於いて調査した結果によれば(以下に示す數率は全部これから引用)次の通りである。

1) 1年の總農業労働時間は1町未満經營では 4,929.7 時間中 40.1%、1町以上2町未満經營では 6,927.7 時間中 40.1% が、婦人の労働で占められる。而して農業労働の約9割を占める家族労働では兩經營とも 40.3% は婦人であるが、雇傭労働では率は低く、此れに反し手傭労働では高い。此れは婦人の労働力が農業經營にとつて、如何に重要なかを物語する。

2) 年齢別に見ると、農業労働時間は著しく異なるが、何れの年齢級についても女の労働日數及労働時間は男に比し低い。男子の最も油の乗り切つた時期は 31 歳から 60 歳であるに對し、婦人は 31 歳から 50 歳に至る期間であり、男子は 60 歳を過ぎて漸次労働時間は減少するに反し、婦人は 50 歳を越えれば激減する。

婦人の農業労働時間の少いのは一つは1日の従業時間の少ない事に起因する。又婦人の労働能力が男子のそれよりも幾分低い事は事実である。本調査によると、労働能力は男女共21歳より50歳を最高とし、50歳を超えれば男女共低下するが、各年齢共男子に比し約80%を示し、1年間の労働時間も大體男子の80%に當るが、50歳を超えると急激に低下する。以上の事は決して農業經營に於ける婦人の地位の低い事を物語るものではなく、婦人が家事其の他の過重な労働を行ひつゝ如何によく農業労働をして居るかを示すものに外ならぬ。

3) 農業労働時間を各人について見ると、男にあつては1,500時間—2,500時間程度のものが、最も多いが、(44.6%) 女子にあつては1,000時間から2,000時間の間のものが最も多い(38.5%)。又油の乗り切つた31歳から50歳迄のものについては、男234人中、2,500時間以上のもの70人を數へ、他方2,000時間以下101人を數へるが、女子は205人中、2,000時間以上のもの66人を占む。即ち人により相當な差異を見るのであつて、兼業労働家事労働と相關聯して考察せねばならぬが、婦人にあつて、敢へて、男に劣らぬ農業労働時間をもつものが多い事は注意すべきである。

4) 家族の有する労働力を最も合理的に使用する事が、農家經濟を安定せしめる要諦であるが、戦時に於いては更にその必要性は高まつて來て居る。婦人の労働力をして、男子労働に代置せしめ、これを最も効果的に活用する事は戦時農業經營の重要な問題である。婦人の労働力が農業經營にとつて、かくも重要であるにも拘らず、婦人に対しては農業指導の行なはれる事は稀であるが、所謂精農家は婦人の活用について妙を得て居る人の多い事に注意したい。

5) 婦人の農業労働時間は男に比し少ないが、だからと云つて、未だ働く餘地があると考へるのは早計であり、婦人にとつて重要な家事労働のある事を忘れてはならぬ。今兼業、家事、其の他を含めての労働時間を見れば、1町未満經營では、男3,459.5時間、女3,861.9時間、1町以上2町未満經營では、男3,266.5時間、女3,797.4時間となり、女の労働時間は男を遙に凌駕する事實を知る。特に家事労働は女子の50.7%の時間を占める。一言にして云へば、現在に於いて女は男より労働の負擔は重く過勞である。

5) 戦時に於ける婦人の労働強化は正に必至であるが、此の場合婦人の労働力の利用については考慮を要する。即ち經營技能の向上と指導に努めると共に、婦人労働力の特質を理解し合理的な労働力の配置を行ひ、徒に過重負擔のなきよう注意すべきである。

No. 176 農 林 統 計 表

農林大臣官房統計課

本書に掲載されたる諸統計中、婦人労働に關係あるものを數表、以下に抄録する。

農 家 戸 數 (自 小 作 別) 第 15 次 農 林 統 計 表 による

年 次	自 作	小 作	自 小 作	合 計
昭 和 3 年	1,748,071	1,482,856	2,344,954	5,575,881
昭 和 6 年	1,756,399	1,495,310	2,382,091	5,633,800
昭 和 9 年	1,740,219	1,508,319	2,368,948	5,617,486
昭 和 11 年	1,731,139	1,517,701	2,348,625	5,597,465
昭 和 12 年	1,733,997	1,500,994	2,339,888	5,574,879
昭 和 13 年	1,695,884	1,462,276	2,361,320	5,519,480

農 家 戸 數 (耕 作 耕 地 廣 狹 別)

年 次	5 反 未 滿	5 反 以 上 1 町 未 滿	1 町 以 上 2 町 未 滿	2 町 以 上 3 町 未 滿	3 町 以 上 5 町 未 滿	5 町 以 上	合 計
昭 和 3 年	1,946,700	1,894,667	1,209,809	321,202	133,074	70,429	5,575,881
昭 和 6 年	1,941,488	1,933,172	1,236,380	319,747	130,078	72,935	5,633,800
昭 和 9 年	1,918,507	1,921,420	1,250,818	321,088	129,209	76,444	5,617,486
昭 和 11 年	1,896,357	1,914,018	1,262,106	320,615	126,540	77,829	5,597,465
昭 和 12 年	1,884,575	1,905,425	1,262,814	318,182	125,539	78,344	5,574,879
昭 和 13 年	1,869,752	1,806,751	1,329,216	314,004	123,302	76,455	5,519,480

養 蠶 戸 數

昭 和 3 年	2,165,265	昭 和 11 年	1,856,551
昭 和 9 年	2,119,008	昭 和 12 年	1,818,552
昭 和 9 年	1,995,492	昭 和 13 年	1,696,306

農 作 借 貸 銀 (年 平 均)

		昭 和 3 年	昭 和 6 年	昭 和 9 年	昭 和 11 年	昭 和 12 年	昭 和 13 年
年 厘 男		0.66	0.47	0.44	0.50	0.60	0.76
年 厘 女		0.46	0.33	0.30	0.35	0.42	0.48
季 節 厘 男	田 植	1.54	1.04	0.97	1.10	1.22	1.38
	田 の 除 草	0.41	0.95	0.82	0.95	1.12	1.28
	稻 收 穫 調 製	1.39	0.86	0.89	0.97	1.13	1.37
	麥 蒔	1.43	0.89	0.82	0.94	1.03	1.28
	麥 收 穫 調 製	1.55	1.01	0.90	1.05	1.16	1.34
平 均	1.43	0.95	0.83	1.00	1.14	1.33	
季 節 厘 女	田 植	1.20	0.85	0.80	0.91	1.00	1.14
	田 の 除 草	1.12	0.71	0.66	0.74	0.90	0.99
	稻 收 穫 調 製	1.17	0.64	0.67	0.76	0.91	1.03
	麥 蒔	1.13	0.67	0.62	0.73	0.87	0.94
	麥 收 穫 調 製	1.23	0.75	0.70	0.84	0.92	0.99
平 均	1.13	0.72	0.69	0.80	0.92	1.01	

	昭和3年	昭和6年	昭和9年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
日 雇 男	1.44	0.86	0.79	0.89	1.00	1.18
日 雇 女	1.28	0.64	0.61	0.67	0.79	0.94

養 蠶 備 賃 銀

	昭和3年	昭和6年	昭和9年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
年 雇 男	0.99	0.59	0.57	0.64	0.67	0.85
年 雇 女	0.73	0.38	0.41	0.48	0.51	0.60
季 節 雇 男	1.26	0.89	0.84	0.98	0.98	1.27
季 節 雇 女	0.93	0.67	0.66	0.79	0.81	0.95
日 傭 男	1.50	0.93	0.88	1.01	1.07	1.30
日 傭 女	1.17	0.73	0.70	0.79	0.84	0.99

製 絲 職 工 賃 銀

	昭和3年	昭和6年	昭和9年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
現 業 員 男	1.50	1.28	1.28	1.31	1.36	1.53
繰 絲 女 工	0.97	0.68	0.58	0.66	0.70	0.77
揚 返 女 工	0.90	0.66	0.55	0.64	0.67	0.73
束 装 男 工	1.21	0.97	0.90	0.94	1.04	1.04
束 装 女 工	0.94	0.70	0.61	0.68	0.71	0.74
煮 繭 男 工	1.10	0.94	0.78	0.76	0.89	0.87
煮 繭 女 工	0.78	0.64	0.53	0.58	0.63	0.67
選 繭 女 工	0.78	0.61	0.55	0.60	0.63	0.66
雑 男 工	1.09	0.78	0.70	0.80	0.82	0.88
雑 女 工	0.74	0.59	0.51	0.63	0.63	0.67
總 平 均	1.00	0.79	0.70	0.76	0.81	0.86

No. 177 農村保健の根本問題

労働力の不足と労働の強化

吉岡金市 産業組合 昭和14年

農村保健の問題は、労働の強化の現状に於いては、治療醫學や豫防醫學の問題であるよりもむしろ労働科學や社會經濟學の問題である。

農村労働力の流出は主として、中堅青少年層に行なはれ、その代替として、老年者及婦人が、農業に動員せられて居る。以下2表はその事實を如實に示す。

1) 農業労働力の變質 (本表は昭和5年國勢調査と、13年の農業調査による)

	15歳以下		16-40歳		41-61歳		61歳以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和5年	2,333	1,593	55,238	32,385	38,503	17,552	15,292	2,939	111,365	54,469
昭和13年	1,448	1,313	45,036	46,074	34,251	34,858	17,318	11,277	98,053	98,523
増 減	-885	-280	-10,202	+13,689	-4,252	+17,306	+2,027	+8,338	-13,312	+39,053

2) 米作に於ける女子労働の比重の増大

	反當所要勞力			%		
	女	男	計	女	男	計
昭和11年	7.46	11.45	18.91	39.45	60.55	100
昭和13年	7.61	10.93	18.54	41.05	58.95	100

1) 表では昭和5年女子比重 33% より 13年には 40% へと増大し、農業生産のより多くの部分が、女子によつて行なはれつゝある事を示す。此れは某縣のものであるが、一般的と解釋出来よう。

労働力の不足は今日何人も覆ひ得ない事實であり、山口縣に例をとつても労働力の不足せる戸数は全體の 20-30% を占めて居る。此の不足に對しては先づ労働強化によつて補はれんと努力される。その第一は労働時間の延長であり、早起、夜業、休憩短縮等によつて、行はれ、現在政府によつて奨励せられて居る共同作業も屢々労働強化の一手段となつて居る。労働力不足より來る労働強化は特に労働手段の劣悪な、労働技術の原始的な地方に於いて著しい。

平時に於いても農業期の労働強化と罹病率、死産、乳兒死亡等との密接な關係が叫ばれて居たのであるが、事變下戰時に於いては此の傾向は益々強化され、母の農業労働への動員とその労働強化は家事と育児とを荒廢させ一般に保健状態の悪化を齎すのみでなく、母體そのものの犠牲と生れ出するものの犠牲を結果する。にも拘らず、重労働たる牛馬耕をも男子に代つてなさしむべく女子に對して講習會が各地でもたれて居る様な有様である。

日本農業は小農制なるが故に弾力性がありそれ故労働力不足は憂ふるに足りないのではなく反對に、過剰人口を基礎とした小農制の故に労働力不足が深刻なのであり、一般的労働技術の低位は急激な労働力不足をカバーするに足る程急速な労働技術の發展を生み得ないのである。此の對策は農業労働の合理化以外には考へられぬ。

日本の農業労働の合理化は小農制の故に常に共同化によつて達せられねばならぬ。此處に共同作業共同炊事、共同託兒所の統制ある施設經營が促進されねばならぬ根據がある。

No. 178 農繁期の農業労働力補給調整状況調査

農林省農政課 農務時報第 126 號 昭和 14 年

昭和 13 年春の農繁期の實情を調査したもので、全國 45 府縣 134 部落の集計である。

1) 昭和 14 年 7 月現在各部落平均農家戸數 32.6 戸その農業従業者は次表の如し。

	男	女	合計
農業従業者	46.0	48.1	94.1
農業労働者	1.0	0.5	1.5
工場通勤者	1.9	0.8	2.7

2) 農繁期の 1 日當り労働時間は次の通り

	昭和 13 年	前年より 延長時間	延長の方法		
			早 起	夜 業	休憩短縮
水 稻 植 付 期	12.75 時間	0.79 時間	分 34.7	分 22.7	分 31.0
麥 刈 入 期	12.31	0.54	33.6	30.7	31.8
春 蠶 五 齡 期	14.80	0.37	33.2	41.8	32.5

老幼婦人労働の動員數は 1 部落當り老人 2.0 人婦人 1.6 人幼年 10.4 人に及び動員部落は夫々 70, 60, 89 に及ぶ。

作業の時期及び期間を變更する事による労働力調整を見るに水稻作業時期の繰上げによるもの多く、繰下げの事例はその半分にも及ばない。繰上げ日數は水稻作業 4 日—5 日其他作業約 3 日である。作業期間の延長は水稻の植付作業が最も著しい。

3) 労働力の補給調整状況を見ると次表の如し

1 部落當り

雇 入 勞 力	水 稻 作 業	昭和 13 年春			前年春に比し増減 (△減少)		
		男	女	計	男	女	計
		26.0	27.7	53.7	0.4	1.3	1.7
	麥 作 業	0.2	2.3	8.5	0.7	0.4	1.1
	養 蠶 作 業	8.6	10.8	19.4	0.4	△ 0.5	△ 0.1
	其 の 他 作 業	2.3	0.6	2.9	1.8	0.4	2.2
	計	43.2	41.4	84.6	3.2	1.5	4.6

畜力に於いては牛馬耕雇入れ日數は前年に比し 356 日を増加したが、貸付日數は僅 11 日の減少である。

4) 動力大農具の所有數は概ね一割前後の増加を示すが増加割合は電動機のみや、著しく、糞槽機はやゝ少い。

被 雇 勞 力	水 稻 作 業	昭和 13 年春			前年春に對し増減		
		男	女	計	男	女	計
	麥 作 業	16.4	16.0	32.4	△ 0.5	4.1	△ 4.6
	養 蠶 作 業	1.1	0.3	1.4	0.1	0.0	0.1
	其 の 他 作 業	1.0	0.9	1.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.8
	計	1.6	3.1	4.7	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.9
	計	20.1	20.2	40.3	△ 0.7	△ 0.53	△ 0.61

5) 共同作業は水稻植付作業は植付面積の 62%、麥刈入れは 10%、春蠶共同飼育は部落全掃立瓦敷の約 36% に及ぶ。

6) 作付面積は水稻は僅 0.3% の増加小麥大麥は 13.8%12.4% の増加であるが裸麥は 2.1% の減少を示す。

春の農作業の反當投下勞力は水稻は 7.01 人前年より 0.25 人減少、麥刈入 3.44 人前年より 0.09 人の増加、春蠶上繭 10 貫當勞力 20.68 前年より 0.35 人の減少である。

No. 179 農村住民の體格に就て

南 崎 雄 七 日本公衆保健協會雜誌 3-10 1927

著者は内務省保健衛生調査會の決議により 1918 年以來實施せられた農村保健衛生實地調査の材料により、一道 40 府縣、87 ケ村の滿 1 未滿者を除いた住民男子 79,183 名、女子 79,132 名の體重、身長、胸圍、頭圍を集計し、その發育状態を検した。こゝには女子 12 歳以上 60 歳までのものゝみを米法に換算し載録する。

女子農村住民の發育

満 齡	身長 (寸)	體重 (斤)	胸圍 (寸)	頭圍 (寸)	人員	満 齡	身長 (寸)	體重 (斤)	胸圍 (寸)	頭圍 (寸)	人員
12	133.9	30.6	64.2	51.5	1,916	22	145.8	47.5	79.4	52.7	1,035
13	138.8	34.6	67.9	51.5	1,703	23	145.8	47.5	80.0	53.0	1,153
14	142.4	39.1	71.8	52.1	1,400	24	145.5	47.3	80.7	52.7	979
15	144.2	42.5	74.5	52.4	1,429	25—29	145.5	47.2	80.3	52.7	4,759
16	145.2	43.9	76.1	52.7	1,293	30—34	145.5	47.0	79.7	53.0	4,526
17	145.8	45.2	77.3	52.4	1,261	35—39	145.2	46.9	79.7	53.0	4,500
18	146.4	47.0	78.5	52.7	1,185	40—44	144.2	46.5	79.4	53.0	4,793
19	146.1	48.3	79.1	52.7	1,140	45—49	144.2	45.6	78.8	53.3	4,441
20	146.1	47.8	79.4	52.7	1,126	50—54	143.9	44.4	78.8	53.0	3,403
21	146.1	48.1	79.4	52.7	1,091	55—59	143.0	43.2	78.2	53.0	3,301

又著者は同一資料により十二指腸蟲感染者、同上以外の寄生蟲感染者、非感染者の三群に分ち、各年齢階級に互り身長、體重、胸圍の發育を比較してゐるが、之によると身長、體重

は共に感染者に於て劣り、特に十二指腸蟲感染者に於てその傾向著明であり、反對に胸圍は感染者と非感染者との間に殆ど差別がなかつた。(寧ろ幾分感染者に於て優れる傾向あり、之等の較差は勿論必ずしも斯く顯著ではなく、又測定方法の上の誤差も考へねばならないが、検査人員が 136.336 名の多數であるといふ點も注意する必要がある。

No. 180 農民の體力——特に肺活量と筋力とについて

石川 知 福 労働科学研究 第 11 卷第 4 號 勞研農業労働調査報告 第 9 號 昭和 9 年

検査方法 純農村と云ひ得る岡山縣赤磐郡鳥取上村の居住者男子 175 名、女子 148 名計 323 名について、行ひしもので、年齢は 15 歳乃至 65 歳に亙る。肺活量、握力、背筋力の 3 者につき、各々三回の検査を行ひ、徹底を期した。時期は昭和 5 年 8 月上旬である。

検査成績

1) 肺活量 男女共に、年齢増加に伴ひ増量し、30—34 歳次いで 25—29 歳が最高値、35 歳以後は逐年減退する。肺活量の男女比は、61—73 で平均 65.5 を示す。

平 均	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
男 子 3336.8	3.400	3.461	3.419	3.750	3.303	3.390	3.133	3.135	3.039	
女 子 2189.5	2.264	2.286	2.466	2.442	2.403	2.073	2.159	1.933	1.877	
對男子比 65.53	66.5	66.0	66.2	65.1	72.7	61.1	68.9	61.6	61.7	

2) 握力 男子は右手、左手、左右和握力 3 者共 25—30 歳が最高にて、35 歳以後は逐年減少するのであるが、女子は 40 歳に至るまで年々増加し、爾後低落する。これは他の職業の調査には見られなかつた現象であつて、今の所その原因は判明せぬ。男女の比は右手 68.1%、左手 67.7%、左右和 67.91% となり、以前の他の職業の調査より高い比率をもつが、これは農村婦人が、農業労働をも行ふがために、男子との差を縮めたものと思はれる。

3) 背筋力 以上肺活量に見られた如く、男女共に、30—34 歳の年齢群が最高を示し、その前後に低下して居る。男女比は平均 56.6% にすぎず、その原因については今後の研究をまつ。

握力と背筋力との比、即ち $\frac{\text{左右握力和}}{\text{背筋力}} \times 100$ については男子は大抵 61—67 を示し、30 歳以下は比較的大で、30 歳以上はやゝ小なる傾向が見られるが、女子は 72—82 と大きく、此の差は女子の背筋力の弱き事に基く。

4) 農村人の身體的機能の特異性 肺活量並に握力については、他の一般職業に比し、大體に於いて、25—50 歳ではやゝ劣るが其の他の年齢群では何れも優つて居り。15—60 歳の平均肺活量は一般 3,400 cc に對し農村男子 3,337—3,503 cc と僅かに農村者が優る。身長に對する肺活量の比も、男女共に一般職業に優り、肺活量の生物學的價値の大なるを物語る。

農村婦人の肺活量は一般婦人、並に百貨店女子に比し稍々高く、肺活量身長比も百貨店女子 14.2—14.6 に對し、15.4—16.8 (20—30 歳) と優り、農村女子の優秀さを示す。

握力は、女子は一般には優るも、女學生に比すれば劣つて居る事は注意すべきである。

背筋力は、男子は工業労働者より劣るが、これは何に因するや判明しない。女子は工業労働者の調査なきため比較不可能であるが、百貨店女子に比すれば相當凌駕して居る。

以上を総合的に考察するに、農村人が、工業労働者或は都會人に比し、特に優秀なりと云ひ得る程のものではないにしても、大體優つて居るやうであり、50 歳以上の高年になると肺活量、筋力の衰退度少なる事は農業者の一特性であらう。

No. 181 農村保健衛生實地調査成績

内務省衛生局 昭和 4 年 3 月

本編は内務省衛生局が、我國農村の衛生状態に就き、大正 10 年以降全國 87 ケ村の實地調査成績を集計せるものにして、調査村の人口、住宅、飲食物、出産及育児、體格、疾病並に醫療費等詳細に記述してある。成績の總括は次の通りである。

1) 農村住民の有配偶者は總住民の約 4 割に當る。

2) 農村の生産を本調査により見るに、全國平均より僅に高く都市に比すれば著しく高し。出生の季節は 1 月と 3 月に多く從て受胎の多きは 4 月 5 月 6 月の頃なるべし。

3) 死産は都市又全國平均より其率稍高し、死産の懷孕月數は月の數多きほど多數なり。

4) 死亡率は全國平均より稍低し、死亡の季節は 1 月 12 月の冬期と 7 月 8 月の夏期最も多し。年齢別死亡は 1 歳未満の乳兒は總死亡 1000 中 255.8、1 歳以上 5 歳未満は 144.4、10 歳より 15 歳未満最も少く 15 歳以上 30 歳以下は、30 歳以上 55 歳以下よりも多く、55 歳以上は更に多く 70 歳以上 75 歳以下最も高率にして總死亡 1000 中 62.8 を占む。

5) 乳兒死亡率は平均生産 100 に付 16.2 にして最近の全國平均に比し著しく高し。乳兒死亡の重なるものにして最も多數を占むるは、畸形及先天性弱質、下痢及腸炎、肺炎及氣管支肺炎、腦膜炎等なり。

6) 1 歳以上 5 歳未満幼兒死亡原因の重なるものにして多數を占むるは消化器疾患就中下痢及腸炎、次は呼吸器疾患殊に肺炎及氣管支肺炎にて神経系疾患之に亞ぐ。

7) 農村兒童乳兒期の栄養品人乳栄養 8 割 9 分を占め人工栄養は 1 割 1 分なり。離乳期は 1 年 6 ヶ月乃至 2 年最も多くして 1 年以上 3 年迄のもの 7 割 7 分以上を占む。

8) 農村住民の體格を 1 歳より 25 歳迄各歳別、25 歳以上を 5 年毎に平均し其體重、身長、胸圍、頭圍を觀察し、發育の状況を見るに 12 歳より 15 歳頃迄の女子を除きては常に男の方優る。又男子に於ける發育は、21 歳以上 25 歳迄に完成し 25 歳以上 50 歳迄は變化なく、50 歳頃以上に至れば、體重身長胸圍は漸次減するが如し。然れども本調査に於ては

明確に發育完成の年齢を定め難し。

9) 壯丁の體格検査成績は甲種合格は全國平均より多きも丁種の農村に多きは注意を要す。

10) 農村住民兒童及青年の體格を其他のものと比較するに體重、身長、胸圍は農村の方劣るものあり。

11) 農村住民の寄生蟲感染は住民の約8割に見る。之を蟲種別に分てば蛔蟲6割7分強、鞭蟲約4割、12指腸蟲2割2分強、東洋毛様線蟲2分5厘、横川氏吸蟲検査人員1000人中約10人、肝ヂストマ4.3人、肺ヂストマ0.9人、蟯蟲2.4人、日本住血吸蟲0.5人なり、農村住民は1人にして2種以上の寄生蟲を有する者多く、甚しきは5種の寄生蟲を有するものあり。

12) 農村の疾病の最も多數なるは、寄生蟲の検査人員1000につき729.4、口腔及咽頭の疾患の420.9にして、次はトラホームの144.1、耳目の疾患の55.1、呼吸器疾患の38.8、消化器疾患の28.5、皮膚の疾患の26.1。循環器疾患の22.3等なり。多數を占むる疾病を個々にあぐれば、トラホーム、結膜炎、氣管支炎、胃カタル、濕疹、頸部淋巴線肥大、盲人、高度の貧血、結核等は特に著しきが如し。

13) 結核は検査人員1000に付5.75人即ち約6人内肺結核は4.67人、其他の結核は1.08人即ち約1人強なり。結核患者は若き青年期に多く、殊に女子に多し。

14) 花柳病は検査人員1000に付4.5人、内梅毒2.1人、淋病1.9人なり。

15) 癩患者は検査人員1000につき0.4人なり。

16) 精神病患者は検査人員1000につき1.95即ち約2人なり。

17) 農村住民の主食物は地方調査村に上れば、米麥混合5割8分、米食のみのもの3割2分其他は種々の混合なり、本省調査村によれば米食のみ2割、米麥混合7割9分なり。米麥の消費高本省調査村に依れば、1人1日米は平均3合2勺乃至4合2勺、米麥混食は1人1日3合7勺乃至4合8勺なり。地方調査村に依れば米は3合4勺より6合7勺米麥混食は2合3勺乃至5合5勺なり。

18) 農村住民の飲酒者は男にては約5割、女にては6分5厘なり。喫煙者は男は約5割3分、女は約1割なり。

19) 農村の飲料水は飲料に適するものは、約5割6分、全然適せざるものは約3割4分なり。

20) 農村住民の醫藥費と賣藥費は前者約80、後約20の割合なり。住民1人當り1年の醫藥費は、3圓13錢賣藥費は78錢なり。

No. 182 農村に於ける十二指腸蟲感染者非感染者との體格比較

南崎雄七 日本公衆保健協會雜誌 第3卷第12號 昭和2年

農村に於ける住民に就き十二指腸蟲感染者と其他の寄生蟲感染者と更に何等寄生蟲を有せざる者との3種に分ち其の男女平均身長、體重、胸圍を比較するに身長、體重の平均は男女共に十二指腸蟲感染者は非感染者の平均に比して比較的明確に劣れるを見る。之に反して胸圍は大體に於て著しき優劣なく其の差あるものと雖も著しくない。又寄生蟲感染者中にありても十二指腸蟲感染者と十二指腸蟲以外の寄生蟲感染者とを比較するに身長、體重の平均は十二指腸蟲感染者の方劣るも胸圍は其の差が著明でない。即ち十二指腸蟲感染者最も體格に影響あることを示して居る。

No. 183 開業醫師開業齒科醫師開業産婆無き町村數調

内務省衛生局醫務課 昭和5年3月調

開業醫師、開業齒科醫師、開業産婆無き町村數調

廳府縣	開業醫師 なき町村	開業齒科醫 師なき町村	開業産婆 なき町村	廳府縣	開業醫師 なき町村	開業齒科醫 師なき町村	開業産婆 なき町村
北海道	39	156	31	青森	71	122	20
東京都	23	38	22	山形	79	181	20
大阪府	95	184	80	秋田	79	188	68
奈良	80	167	42	福井	57	157	45
神奈川	58	92	64	石川	90	177	63
兵庫	93	89	42	富山	122	233	83
長崎	25	112	29	島根	78	129	73
新潟	115	308	67	鳥根	60	216	73
埼玉	136	296	117	岡山	118	241	182
群馬	73	157	82	廣島	95	252	146
千葉	72	203	112	山口	21	120	80
茨城	127	285	103	和歌山	70	147	30
栃木	25	126	55	徳島	16	88	61
栃奈	44	95	26	香川	44	113	38
三重	76	219	25	愛媛	66	147	71
愛知	33	87	30	高知	53	123	83
静岡	67	166	62	高岡	18	145	4
山梨	104	197	183	大分	54	153	105
滋賀	50	151	22	佐賀	4	55	1
岐阜	115	243	71	熊本	64	208	54
長野	119	245	139	宮崎	8	63	6
富山	64	146	47	鹿兒島	11	70	14
福島	200	325	85	沖繩	18	42	21
岩手	99	192	81	合計	3,234	7,700	2,058

No. 184 農家主婦の母性的活動に関する研究

その1 農村婦人の妊娠出産、哺育に関する考察

岩崎 辻 男 労働科学研究 第12巻第2号 昭和10年

1) 余は農村主婦の母性的活動をその妊娠出産哺育と云ふ母性的任務の遂行に関する現実の資料によつて観察するの目的を以て、農村婦人にして妊娠、出産を経過したる902名の純農業労働婦人について調査を行つた。その結果を要約すれば次の如くである。

2) この農業労働婦人902名の妊娠回数には3回よりも6回に至る間の場合最も多く、就中妊娠回数5回を経たる婦人が最も多数である。

此の事は勿論この調査が不妊婦を除外したるにもよるが、一般に農業労働婦人の増殖生活は自然的で、云はゞ非理性的である。而して妊娠回数の大なるにつれ、即ち子女の数の多くなるにつれて一般にその子女の死亡率並に死流産率は高率を示すことを認めた。

3) 婦人の年齢と子女数との関係に於ては20—30歳の年齢階級に於て出産数は急激に増加し、更に30—45歳の年齢階級に於ても同様強き増殖力を示し、大體この期に於て増殖力は最高に達し、爾後の年齢階級に至りては最早増加の傾向を認め得ない。又婦人の年齢の増加するに従ひ一般にその子女の死亡率並に死流産率は高率を示せる傾向を認め得た。

之等の事實は母の年齢の増加するに従ひ、重積する子女の出産は子女の哺育の任務を増大し、他面農村婦人の農業労働者としての役割は決してそれによつて減殺されず、従つて母體の使消を増大し、哺育の任務遂行にも缺陷を生ぜしめるに至る。この事情によつて子女の死亡率を高からしめ、死流産率が高率となるものと考へ得る。而もその子女の死亡たるや、生産兒の約5分の1—4分の1にも上ると云ふ事實は如何に農村婦人が自らの生存の爲の労働と、自らの母性的生活との間の矛盾に當面してゐるかを物語るものである。

4) 農村婦人に於ける子女の出産間隔を観るに80—90%は1ヶ年以上4ヶ年未満の間隔に於て相繼いで出産し、就中60—70%は1ヶ年以上3ヶ年未満の短期間に於て出産する現象を示してゐる。

尙子女の順位とそれ等子女の死亡率並に死流産率との関係は、出産順位の上るに従ひ死亡率並に死流産率は高率を示してゐる。而もこの傾向は労働階級のみに見られる特殊の傾向の如く認められた。

5) 農村婦人に於て授乳能力の完全なるものは78.2%、不完全なるもの21.0%、全く授乳能力欠如せるもの0.8%にして、殆ど全數即ち99%迄は授乳能力保持者である。この事實はいかに授乳能力と云ふ女性に付隨するところの遺傳的繼承が頗る満足すべき状態に於て農村婦人に傳承されてゐるかを示すに足るものである。この事實こそはわが民族の將來に對して農村婦人の生物學的價値が如何に重大であるかを立證するものである。

併しこゝに注意すべき事實は、出生回数の頻數となるにつれ母乳栄養による子女の哺育は減じ、人工及混合栄養による哺育の數の増加することである。その原因は何處にあるか。農村婦人に於ては工場労働の婦人の如く授乳の可能性、授乳の機會の奪はれるやうな事實はない。むしろそれは本質的な授乳能力の減退に基因するものゝ如く考へられるのである。そこには過度労働、栄養の不給不良相繼いで重積する出産による母體の消耗などが考へられねばならぬ。

6) 次に農村婦人に於ける出産前後の休養日數並に労働の種類について出来る限りの資料を蒐集し批判した。その結果によれば、出産直前迄何等の休養を攝らず、出産前日迄労働せし者が大多数即ち97%を占めた。そしてその出産直前迄の生活状態を見るに約半數即ち52.9%は家事的労働家事の手傳をなし、残り46.4%が農業的労働なる田畑仕事、機業養蠶等に從事したものであつた。今假りに家事的労働を以て出産前の休養を意味するものとなし妊婦が自らの労働を調節したと看做しても、尙約半數は出産前休養の意志なく、平素慣習とする所の農業労働を繼續してゐるのである。

7) 出産後の休養状態は、出産後産褥にあり、全く日常生活に携はらない日數の1週間以内であつたものは72.9%、1—2週間であつた者は14.7%、2—3週間であつたものが6.7%であつた。即ち殆ど大部分は1週間に於て離床し、日常生活に入つてゐることを認め得る。就褥を経て平素の如く労働するに至る迄の日數について観察したる結果は、産後1週間に於て平素慣行の労働に移行した者が29.8%、1—2週間後に日常労働に入つた者が39.3%、2—3週間の者が15.5%、3週間以上が14.2%であつた。即ち出産後僅か2週間に於て平素の如く労働に従事せしものが約70%の多數を示したのである。然らば彼等は出産後減弱したる心身の機能を以て果して如何なる種類の労働に従事したのであるか。即ち産後1週間に於て就業せし労働の約62%は家事の手傳、一般家内作業等の家事的労働にして、残り38%が農業労働であつた。今假りに家事的労働を産後の休養を意味し、母體の能力に於て能ふ限りの適度の労働をその家事作業の中に發見し、それに従事したこと、或は寧ろ産後労働の自己調節を意味してゐると考へても、尙全體の3分の1は田畑仕事、機業、養蠶の如き純農業労働に従事してゐる。即ち彼等は農業労働の中にも産後の自己の體力に適應する仕事を發見し、それを適度に調節して行つてゐるものと推察してよいのである。この點工場労働者又は女教員の如き他の職業婦人群とは大いに趣を異にするものである。更に産後1—2週間に労働に従事したものに於ても1週間以内の場合と大體同様の趣を呈せるも、2週以後に於て労働に入りたるもの全體の50%は農業的労働に従事せるを認めた。即ち農村主婦の約半數は産後2週間に於ては平素の作業に従事するものである。

8) 上記の如き農業婦人の出産前後の生活状態と死産及流産との関係を檢討するに、農業労働婦人に於ける死産率は3.5%、流産率は2.4%にして、他の労働階級婦人に比し寧ろ高

率の部に属する。而してその原因の検索に際しては、原因不明と稱する場合著しく多く、この原因不明の死、流産中には妊娠に対する正しき認識の欠如、その非衛生的非生理的生活に因するもの、或は平素過重の労働の長期に亘る蓄積的後果によるものが多分に含まれてゐるものと考へ得るのである。

9) 農村に於て出産したる子女の死亡例の約半数以上即ち 52.4% は 1 歳未満に於て死亡する。この事實は農村の衛生的文化の低いことを明白に物語るものであつて、我國民衛生上の由々敷問題である。而もその乳兒死亡中 1 ヶ月未満の早期に死亡せる乳兒は總乳兒死亡中 56.9% の高率に上り、就中生後 5 日未満の短期間に死亡せる乳兒が 33.7% の多数を示せる事實は、上述の如き出産前後の非生理的非衛生的生活状態と密接なる因果關係を有するものと推斷せざるを得ない。

No. 185 農家主婦の母性的活動に関する研究

その 2 農家に於ける出産準備について

横 川 つ る 労働科学研究 第 12 卷第 5 號 昭和 10 年

岡山縣赤磐郡高月村に於いて 1 年 2 ヶ月に亘り 27 人の農家其の他の妊婦につき各自を訪問詳細に聴取りしたもので、27 戸の中極貧或は貧農 14 戸、中農程 8 戸である。

調査結果

1. 初生児のための出産準備用品

イ、衣服に関しては 1 枚乃至 6 枚でその中 4 枚、3 枚が多く 33.3%、26% を占めて居り、幼い兄又は姉等の古衣を用ひて、ネル地、木綿が圧倒的に多く、メリンスは極く少ない。

ロ、襦袢は、晒木綿が多く、ネル地、ガーゼの順であるが 1 枚乃至 3 枚であつた。

ハ、寝具としては一物も準備して居ないもの 22%、掛蒲團、敷蒲團及び枕の揃へを準備するもの僅に 6 戸 22% にすぎず、その他 56% は巻蒲團或は掛蒲團と枕を、巻蒲團のみを又枕のみを準備して居た。

ニ、襦袢は如何なる家でも準備はされて居たが、最少は 10 枚にすぎず最も多きもの 75 枚であつた。

2. 産褥の爲の用具類

市場に於いて發賣されて居る消毒済の産具の如きも此處では皆無であつて、脱脂綿と油紙の 2 種類にすぎず、此の外に古い布を以つて造られた産褥蒲團或は丁字帯、臍帯、便器等の中 1 種又は 2 種を準備せる家もあつたが斯る例は稀である。分娩に際しては殆んど總ての家庭に於いて自家在來の古布、襦袢類が使用され所謂産褥を用ひた我國舊來の悪習が今尙存続して居るのである。

以上の調査結果を中心に、農家としての必要な最低限度を考察すれば、
初生児のための最小限度

- イ、襦袢の数は、種々の點から 40 枚—50 枚あれば先づ 10 分であり、そのためには約 6 枚の古衣をつぶさなければならぬ。
- ロ、襦袢には最小限 2 枚を用意しなければならぬ。
- ハ、衣服は冬期は綿入 2 枚(上着)、ネル單衣(下着) 2 枚合計 4 枚、夏期には木綿單衣 3 枚は少くとも準備せられねばならぬ。
- ニ、蒲團については大人用のものを流用する事が可能であつて、缺くべからざる程必要なものではないが、出来得れば掛蒲團、敷蒲團、毛布(小) 各 1 枚であらう。
- ホ、清淨衛生品としては石鹼は缺くべからざるものであり、亜鉛華澱粉一函も必要である。

産褥の用具類

その準備すべき最小限度は以下の通りである。

- | | | | |
|------------------|--------------|------------|---------------|
| 1. 精製脱脂綿 | 1 袋(250 瓦) | 7. 臍帯結紮絲 | 2 筋(太い絹絲又は麻紐) |
| 2. 單ガーゼ | 半反(臍帯包布、壓抵布) | 8. 胞衣袋 | 1 枚 |
| 3. 油紙(防水布の代りである) | 1—2 枚 | 9. 汚物袋 | 1 枚 |
| 4. 産褥蒲團 | 1 枚 | 10. 出生届の用紙 | 1 枚 |
| 5. 丁字帯 | 3 組 | 11. 藥品リゾール | 50 瓦 |
| 6. 晒木綿(又は 4 列縹帶) | 4 尺(臍帯 4 組) | アルコール | 100 瓦 |

結 論

1. 出産のためには最小限を上を示したが、各農家に於いては丁字帯、ガーゼ、胞衣袋、汚物の後始末用具、消毒剤等は殆んど準備されて居らず、又初生児のための清淨衛生材料もない。

總ての農家では、未だ非衛生的な産褥襦が用ひられ、完全な消毒を必要とする出産に助産者の手指を消毒すべき、藥品すら準備されて居ない。これは社會衛生學上由々しき問題である。

2. 此の産褥襦も消毒すればいいが、此の消毒は現在の農家に望めぬので、主婦は使用前に必ず熱湯を以つてよく洗ひ、日光にて乾燥して使用する様婦人會で實行を促進せしむべきである。尙村で消毒器購入に進まれるのも結構な事であると思ふ。

3. 市販の出産用具の大部分は、農村の現状に適合しないから、必要缺くべからざる衛生的要件を滿し、農家の出産の實情に適した出産用具の安價な配給は目下の急務である。

No. 186 農家主婦の母性的活動に関する研究

—其の 3 農村に於ける出産状況調査報告—

横 川 つ る 労働科学研究 第 13 卷第 1 號 昭和 11 年

これは農村に於ける出産、の状況即ち出産助産並に産褥の状況についての報告である。農村には産褥死亡が多い。農村の出産助産は非衛生的であると云はれるが、肝腎の現状についての報告はない。これは全く遺憾な事であるので、實状を調査し、産婦保護の指導精神を樹立しようとしたのである。

調査地 岡山縣高月村を選んだ。

調査方法 10 戸については調査所員が直接訪問して、出産の實状を観察したし、他に約 100 戸を調査した。主として農家であり、種々の階級のものを含んで居た。

20 戸について、産室の位置、大きさ、日ざし、照明、通風、産室内部の状況等について各戸の住宅見取圖及び産室見取圖を示し、詳細に述べ、その概観を示す。

産室として大抵の場合納戸が當てられて居る。此の納戸たるや西北隅に位し、照明は一般に不良であつて、1 年中、日の直射する事は少なく、すこぶる非衛生的条件の下にあつた。しかし此れも現在農家の住宅から見れば、納戸以外に産室として使用出来る部屋はなく、非衛生的ではあるが已むを得ない。

それに加ふるに、此の非衛生的な納戸は、物置場として不潔極まるにも拘らず、何れも充分に此れを掃除整頓する事なく使用して居り慥然とさせる。出来るだけ清潔にして使用する必要があらう。

産褥婦の生活状況

何日目に初めて起立するかと云ふに、61 中、42.6% は分娩当日に、24.6% はその翌日に行つて居り、残りが、2 日目以降 6 日目迄に起立する。即ち産褥婦は 24 時間の期間すら仰臥しつづける事が出来ないものが過半数である。

初めて洗濯をなしたる日については 53 人中、3 日目迄は 37.2%、1 週間目迄は 79.5% を占めて居り、中には出産後翌日に洗濯をするもの 2 人あり、農村産褥の殆んど大部分は 1 週間内に、洗濯を初めるのである。

家事作業一切を爲し初めたる日については、第 1 週第 2 週目に開始せるもの各々 34.5% であり、殆んど大半が、2 週間目迄に、過重なる家事作業に従事する。

農業労働については農繁期と農閑期とで相當な差異があるが、18 人について調査した所 6 人は 1 週間以内に労働に従事して居り、中には出産後第 2 日目より始めたもの 1 人を數へて居る。此の 6 人は共に農繁期のものであつた。

2 週 3 週目中に始めたもの 7 人、4 週目中 2 人、6 週目中 3 人となつて居る。

助産の状況

高月村にも助産婦の助産を受けず、お産をなすもの 3 分の 1 以上に及び、その中、3 例について詳細な出産の状況を観察したが、非衛生的な部屋にて、母或は娘の手によつて行はれ、助産婦の手指器具等の消毒の如きは一切行はれず、初生児の臍帶斷端の處置も裁縫用

針で無雑作に行はれ、全く心膽を寒からしめるものがある。

もしもかゝる處置が、婦人の産褥死亡の原因でありとするなれば由々しき問題である。クレヂ氏點眼を行ふものは皆無であつた。

胎盤の始末

或るものは墓地に埋め、或るものは便所の踏石の下に埋めるが、中には瓶の中に入れて、産室の床下に入れるものもあり、此の後者の處置は全く非衛生的である。墓地等に適當なる甕を地中に埋めて、それに胎盤を投入するやうにすればよいであらう。

No. 187 農家主婦の母性的活動に関する研究

一其の 4 農村婦人の産褥生活についての批判的考察一

陣 峻 義 等・横川 つる 労働科學研究 第 13 卷第 3 號 昭和 11 年

これは、農家の出産婦がその大切なる産褥の生活を如何に経過するか、母性保護の上から言つて、如何に重大なる缺陷があるかを示さんとしたものであり、非常に數は少なく 5 人を観察したに過ぎぬが、各人について、相當綿密に調査したものである。

調査は (1) 農業労働時間、並にその作業の種類、(2) 家事労働時間並にその作業の種類、(3) 育児時間、(4) 食事時間、(5) 自由時間、(6) 睡眠時間に分けて行はれ 出産後各日について集計せられた。

調査された農家は以下の如し。

- a. 耕地 1 町、父母健在、8 歳、7 歳の弟あり
- b. 耕地 2 反 6 畝、夫運轉手、母あり、妹 18 歳公民學校に通ふ、本人内職を行ふ
- c. 耕地 1 反 8 畝、夫精米業をやり、3 歳の子供 1 人、本人主として農業をなす
- d. 耕地 5 反 5 畝、夫石工、父 1 人あり、62 歳、既に 3 歳の子供あり、本人農業をなす

- e. 耕地 1 町 2 反、夫精農家にて、父母健在、妹 1 人在り、子供 3 歳 1 人あり
- その中 a, b, c, e 共に、農閑期に産褥生活を送つたために、さ程に悲惨でもなかつたが、d は丁度農繁期に當つたため、言語に絶する非生理的な労働に従事した。

今概括を述べるに、a は出産後 2 日にして離床し、第 1 週中に炊事作業を行つて居り、第 2 週の半ばには家事作業中の最も重い風呂水汲みを行つて居る。此れに對し、b は離床は遅く 13 日目に炊事を行ひ、20 日目に風呂水汲みをやり、第 4 週に至つて内職を行つて居る。此の 2 つの型の差は、農業經營の小規模である點に原因して居るやうである。

c は夫の精米をやるため、農業は全く女手 1 つであるため、4 日目に敢然床拂ひを行ひ、6、7 日には炊事を開始し、農業作業を行ひ始めて居る。9 日以降は大抵の労働に従事し、3 週の前には田に出て始めて農業作業を行つて居る。

d は農繁期に當面したため(田植の時期)、6 日目に風呂水汲み、7 日目には豆植ゑ、9 日目には田植ゑに従事した。第 3 週に於いては炎天下に田草取りを行はざるを得なかつた。

以上の諸例を見るに、農閑期に於ける産褥生活は、農繁期のものに比し、恢復し行く家事作業、農業労働も、漸進的であるが、農繁期に當つた d の場合に明らかな如くその恢復は飛躍的であり、急迫した生活状勢に對應するための已むを得ざる飛躍である事は明らかである。

農業、及家事作業の時間は、d 第 1, 2 週及び 3 週の半迄 10 時間であるが、それ以後は 12, 13 時間迄延長されて居り育乳時間も、そのために減少せざるを得なかつた。即ちこれから見ても産褥第 1 週に於いて、農業労働者としての全責任を遂行したわけである。

結 論

産科學的に見れば出産したる婦人の下腹部諸器官は、6—8 週間で恢復するものと云はれるが、農村婦人の現状は以上に述べた如くである。

農民に於いては、工場労働者と異つて、自由な労働であり、労働を強要する支配力はない。しかし農村婦人に、作業労働への外部的な強要がないと云ふ事は出来ない。

農村の産褥婦に作業を強要する外部的な力は、先づ第 1 に農村家族に於ける労力の不足である。農繁期に於いては、6 週間は愚か、1, 2 週間の安静さへも許されない。此の強要を防ぐ方法は、産褥婦に居する相互補助隣保共助の實踐を、地方自治體或は農家組合等によつて行ふ以外に、方法はなからう。

第 2 は農村の家庭内に於ける地位から來る倫理的な性質の力からの要請である。即ち姑に對する嫁の立場からの道徳的強要である。この邪道的な家族的道徳を打ち破つて、天然自然の擇理に従ふためには農村女子教育の問題がある。以上の諸例によつて示唆する點は、産褥中平常健康生活への恢復は、一見頗る急であるが如くではあるが、働き易き時間のかゝらぬ作業労働から、重い難かしい時間のかゝる作業へと少く自らの體力と自らの身體への作業の反響とをがつちり踏みしめて、次々に前進して行く。現代の産科學の見解に於いては殆んど無學にも等しき非科學的な産褥生活の中にも、母性の本質の中に享受されて居る自然への順應の能力が、無自覺の間に自然に發育せられて居る事實を見るのである。

No. 188 農家主婦の母性的活動に関する研究

—其の 5 乳 兒 の 發 育—

横 川 つ る 労働科學研究 第 14 卷第 9 號 昭和 12 年

調査方法 岡山郡赤磐郡、高月村牟佐に於ける倉敷労働科學研究所農業労働調査所を中心とする附近の部落に於いて、昭和 9 年 1 月より 10 年 11 月下旬に至る約 2 ケ年に亘り 12 名について調査したものである。分娩開始するや直ちに家庭を訪問し、出産と同時に初

生兒の身長、體重、胸圍、頭圍を測定し、以後 1 週間は毎日、第 2 週より滿 1 ケ年間は 1 週間毎に、その 4 つの指標について測定した。

男 5 名女 7 名にして、家庭の狀況は 1 名は父母共に農家の日傭をなし、4 名は農を副業とする家庭の子女にて、他は總べて純農家の子女であつた。

調査の結果

各人につき頭圍、胸圍、身長、體重等の變化を別表に示しつゝ詳細に述べ、當時の母の健康状態、労働状態、授乳能力等との關係の下に乳兒の營養状態の密接なる關係を説く。

その各人についての結果を要約するのは、繁に絶えぬので、結論的に述べると以下の通りである。

本調査の結果によると、農村に於ける乳兒の多くは生下時に於いては優勢の位置にありながら(12 例中、優勢なるもの 8 名、劣れるもの 2 名)その後の發育は悲觀すべきものが多かつた。即ち各測定値の 1 年間に於ける増加率を正常なる發育に比較する時、身長及頭圍に於いては優劣相半ばせるも、胸圍は大多數に於いて劣り、尙體重に於いては 12 例中僅かに 1 例を除く外は悉く劣勢を示して居るのである。

而してそれを各月の發育曲線について見るに、身長並に頭圍に於いては各例共に殆んど同様な増加を示し各月を通じて増加の傾向を示すが、體重及胸圍については殊に後半期に於いては各例多くはその方向を異にし、多數の場合には増加の停止、或は減少を見るのである。即ち前述の體重及胸圍の發育不良は主として後半期の増加率の不良に因る事を示して居る。

1、その原因、農村の母の多くは母乳を以つて如何なる月齡に達したる乳兒にも無比最良なる營養料と確信し、随つて離乳に對する認識は殆んどなく、爲に甚だしきは或る 1 例の如く新受胎を防ぐ迷信のために断乳を遷延し、末期に至る迄母乳のみにて哺育し、又母が外に出て、農業労働に従事するために混合營養に移りたるものに於いても母乳に代るものとしては重湯、粥、飯等にして、かゝ穀粉偏食營養が殆んど變りなく與へられ、此れ以外に、副食物を與へられるものに於いてもその量は非常に少なく、乳兒の發育に伴つて、食餌の質と量とを考慮して與へるが如き母は皆無であつた。爲に、折角豊富にして優良なる母乳より前半期著しき體重の増加も後半期に於いては増加の停止或は減少を來し、前半期に於ける天然營養の卓越せる効果は殆んど水泡に歸して居るのである。

2、農村乳兒の發育を不良ならしめ居る原因の今一つは農繁期に於ける母の過重なる任務であつた。

労働力の不足をつける農家或は平素より農業労働に従事する農家の母は出産後旬日を出でずして、農業労働へと強要せられ、體力の恢復せざるに過重なる任務遂行の結果、過度の労働と營養供給との間の不平均によりてか遂に、母乳の分泌を不良ならしめ或は母體の健康を害して、その授乳能力を低下せしめ、又母が農業労働に従事するために、自然に兒は慈母の

哺育の手より奪はれ、甚だしきに至りては子守をなすべき人もなく、無人の家に1人とり残されて居るものもあつた。農村に於ける乳児保護施設の必要は益々痛感せられるのである。

No. 189 農村婦人の妊娠過程

塚 峻 義 等・横川 つる 労働科学研究 第15巻第9號 昭和13年

緒言、農村に於ける乳児死亡は非常に多く、特に生後5日以内・1ヶ月以内の死亡率は、特に甚だしいものを見る。此の原因は、生後の栄養不良よりも出産前の胎児の状況、即ち妊娠時の生活状態にありとも考へられる。今此處に此の調査を行はんとする所以である。

調査方法 岡山縣赤磐郡高月村に於いて、妊娠につき、4、5ヶ月、通きものは8、9月より毎週1、2回、臨月に於いては毎日體重を測定した。初め21名であつたが、種々の故障により、12名の農家主婦について報告する。何れも中或は下の農家である。

調査の結果及考察

1、12名の中出産直前2ヶ月間が農繁期に相當したもの5名、それが農閑期なりしもの5名、而して2ヶ月間農業労働に従事せざりしもの2名であつたが、此の3種の曲線が、各々特殊な線を描いて居るので別々に考察する。

2、農繁期なりしもの 妊娠末期は、毎週平均400瓦の體重増加が普通なりと云はれるが此のCroupeのものは決して正常な體重増加を示さず、反對に末期に急激なる減少を示すものもあり、その體重の減少も農業労働の過重なりし時期と一致して居るのである。従つて、出産前の體重の測定週値に對する増加率は第27週より測定せるもの5%、第32週より測定せるもの0.7%、第34週より測定せるもの2.8%、第36週より測定せるもの1.1%の増加にすぎず、如何に妊娠の順調なる過程の障害を起して居るか不明である。

3、出産前2ヶ月が農閑期に相當せしもの 此れ等の妊婦は幸に農閑期に當つたため、輕易なる作業をしたのみで、自ら労働の量を加減する餘裕を持ち得て、妊娠末期の體重の減少は殆んどなく、極めて順調なる増加を示して居る。體重の増加率も第24週より測定せしもの9.6%、8.9%、第28週より測定したるもの6.5%、4.6%、第38週より測定せしもの2.6%と、第1の場合に比し著しき高率である。しかし、何れも出産直前1、2週間は體重増加は抑壓せられ、或は又減少して居るが、此れは此の期の労働状態よりも寧ろ農村に於ける栄養の不良又は不給が大きな原因となつて居るものと推定される。

4、出産直前2ヶ月間農業労働に従事せざりしもの、體重増加は全期間を通じて、殆んど毎週順調な増加を示し、増加率も第15週より測定せしもの22.1%、第18週より測定せしもの22.4%であり、第25週に對する増加率は11.1%及び13.1%と相當の高率である。尙此の場合も出産前2ヶ月間の以前は何れも農業労働に従事したものであり、特に過

重なりし場合には、體重の減少を來して居るが、此れに續く期間に於いて、農業労働の休止により體重は増加して、以前の減少は補はれて居る。

結 論

農繁期の農業労働も妊娠の前半期、或は後半期の初期なれば、妊婦に及ぼす影響も輕微であり、又その労働も短期間なれば、胎児並に、妊婦の増育は、一時的に少しの抑壓を受けるに止まるが、農繁期が丁度出産直前に當つた場合は、それが一種の強制労働と化し、母體と胎児の發育を犠牲として行はれ、その結果、高率なる乳児死亡、死流産の原因をなすのである。

それ故農繁期に於いては妊婦特に、出産間近にあるものは、何らかの方法により農業労働を避けしめ、又已むを得ず、従事する場合も過重なる労働は一切遠ざかり、輕易なる作業を選択分擔せしめるやうにすべきであらう。

又妊娠過程の順調なる發展が、農業労働の過重とは全然關係なく、むしろ貧困に原因し、或は貧困から來れる栄養の不給に關すると推定される場合を見たが、中には、妊婦自身の缺陷によるものもあり、農村婦人の啓蒙の必要が感じられる。

No. 190 農村に於ける死流産に就いて

白井伊三郎・横川 つる 労働科学研究 第13巻第4號 昭和11年

調査方法

岡山縣赤磐郡高月村に於いて昭和7年7月15日より9年7月14日に至る滿2ヶ年間の同村現住者の間に起つた死流産のすべてを観察した。

調査の結果

1、死流産の率 出産133に對し、死流産13にして9.9%に當る。法律上届出義務ある4ヶ月以上は12であるから、その比率は9%となる。之れを全國平均昭和7、8、9年の5.5、5.4、5.5%に比べると、雲泥の差である。

2、死流産の妊娠月數 村上氏が全國の統計を検討した結果妊娠7ヶ月以上の死産は總死産中の72%に及ぶと云はれるが、此の調査の場合は3ヶ月1人、4ヶ月3人、5ヶ月1人、6ヶ月3人、7ヶ月3人、9ヶ月2人と、7ヶ月以上は僅に15%にすぎなかつた。何か特殊の原因があるものと思はれる。

3、死流産の直接的原因

13人中家事のみをなすもの2人、商業及び家事をなすもの1人、髮結1人、他9人は、農業労働に従事するものである。直接的原因としては、

過激の労働又は疲勞によるもの	3人
母體疾患による人工中絶	3人

自然中絶	2人
事故によるもの	4人
不明	1人
計	13人

しかし、もつと具体的に原因を尋ねると、母體疾患によるものにしても、事故にしても非生理的非衛生的な生活状態が直接間接に原因となつて居る事が、想像される事例が多い。そして此の非生理的非衛生的な生活行動の主要なるものは彼等の職業的活動—農業労働のそれである。農家の婦人は、自己の身體的能力に應じて、適當に労働調節を行ふのであるが、それが農繁期ともなれば、不可能となり、過重なる労働負擔となるのである。

4、死流産の時季 時期を見れば 10 件のうち 6 月 2 件、7 月、8 月各 2 件、9 月、10 月各 1 件にて、8 件を占め、農繁期に集中して居るのである。

5、妊孕順位及び母の年齢との関係

妊孕順位については妊孕 146 中、1、2、3 順位には死流産なく、第 4 子以上に集中して居る。又母の年齢に於いては 25 歳以下にはなく、何れも 25 歳以上殊に、35 歳以上にその率は高いのである。これは、母の年齢の高まるに伴ひ、家庭内に於ける職責が次第に重くなり、一方子女養育の母性的任務が過重となつて來る事に起因するものと思はれる。

尙此れ等の場合徴毒との関係であるが、これは血液検査よりして否定されるし、又人為的流産（多産を逃れんとするための）も先づ不問に附して差支へないと思ふ。

結 論

從來農村に於ける死流産の原因については、衛生的文化の低き事、即ち衛生思想の低い事及び醫療的施設の乏しい事等が概念的に指摘される場合が多かつたのであるが、今此處で妊娠中の母の非衛生的な生活条件の重要性について具体的に指摘したいと思ふ。

No. 191 農村に於ける乳兒死亡と母の生活状態

白井伊三郎・横川つる 労働科学研究 第 14 卷第 1 號

調査方法

岡山縣赤磐郡高月村に於いて、昭和 7 年 7 月 15 日より昭和 9 年 7 月 14 日迄 2 ケ年間同村に居住せるものより出生し、同地に於いて哺育せられたる總ての者に就いて行はれた。

考 察

1、乳兒死亡率 2 ケ年間に於ける出生 133、そのうち 1 年未満にて、死亡せるもの 21 人出生 100 につき 15.8 %となる。此れを全國平均 11.8 % (昭和 7 年)、岡山縣平均 12.5 % に比し、相當高率である。私生子の死亡率は公生兒よりも高く、男性の方が女性より高かつ

た。

2、出生順位と乳兒死亡 出生順位 2 が最低の 8.6 %を示し、4 が最高であつた。順位 1 が割合高い事、及び 4 の高い事は、初産に於ける母體質の未熟、育兒經驗の缺如、分娩困難及び出生順位の増高に伴ふ母の肉體的衰退等以外に、母の農業労働に對する役割の輕重及び子女の出産による母性的任務の質量の大小如何が何等かの關係を有するものと思はれる。

3、母の生産年齢と乳兒死亡 一般には 25 歳—29 歳が最も母となるに適した年齢なりと云はれるが、此處では 25 歳—29 歳が 1 番高かつた。農業労働の役割増大が、かゝる結果を生んだものと思はれる。

4、兒齡別乳兒死亡 一般には 0 日—5 日の死亡が 15.9 %であるが本村では 47 % 6 と約半分を占める。これは陣峻博士が八王子市の調査で述べられた如く、農村に於ける早期乳兒死亡も主として、出産前に於ける母の一般生活状態の悪影響、過重の労働、非生理的、非衛生的な生活に因る所が大であると考へられる。

5、乳兒死亡の原因 先天性弱質による死亡が全死亡乳兒の半數以上に達して居る。死亡 21 人中 13 人が、此れであるが、そのうち 10 人は母の身體が強健である點より見れば、遺傳的なものとは考へられず、その多くは妊娠中に於ける過重なる労働、非生理的、非衛生的な生活状態から來るものと思はれ、調査の約半數は出産前迄農業労働に従事して居たものである。

6、乳兒死亡の時季 Hansen 氏の意見と異なり夏季に多い。即ち 6 月から 9 月に至る 4 ケ月最も多く、次いで 11 月より 2 月に至る期間が之れに次ぐ。農村に於ける乳兒死亡の高率なるには母の農繁期に於ける過激なる筋勞作業の影響がより重大なる役割を演じて居ると思はれる。

7、家族の社會的地位並にその經濟的生活と乳兒死亡率

富の程度として納税額を見るに、必ずしも最低の階層が乳兒死亡率が高いとは見られず、此の層に於いては、父の職業が農業以外である場合相當多く、又母も農業に従事する事少ないために、中層に比し低いのである。最上層になると再び父母共に農業に従事する事少なくなり、死亡率は最低を示して居る。結局母の農業労働の強度如何によつて著しく左右せられると云ふ事を看過するわけに行かぬ。

8、母の教育程度と乳兒死亡 無學は 25 %に及び高女率以上 15.5 %迄教育程度の上るに従つて死亡率は低下する。

9、地域別乳兒死亡率 高月村は五部落に分れるが、純農村になる程死亡率は高く、農業労働に従事するもの比較的少なき部落程低い事が分る。

結 論

以上よりして妊娠の経過が、非生理的條件に支配されるなれば母體と胎兒の、延いては出

生児の健康に救ふべからざる障害をもたらすものである。従つて、農村に於ける乳児死亡中最も注目し値する早期死亡を遅減せんとするには母の妊娠中特に妊娠末期に於ける労働は適度に制限せられねばならぬと思はれる。即ち田植、田草取り、稲麥の刈取り及びその運搬、脱穀作業等の重作業については特に此の點の考慮が必要であり、寧ろ禁止を必要とするであらう。しかし此の事は農村では一般に理解されて居ない。それ故先づ衛生的文化の普及を促進し、社會的の妊婦保護と妊婦自らの衛生的自覺にまつて、之れが目的を達する事に務めねばならぬ。

No. 192 (A) 農村の乳児死亡に就て

村上 賢三 金澤醫科大學十全會雜誌 第 35 卷第 3 號

乳児死亡が社會生活の諸條件によつて如何に左右せらるかは今日興味ある研究題目である。特に農村に於ける兩者の關係を詮索することは農村に於ける乳児死亡低下の方策に對し重要なものである。著者は石川縣の一純農村につき絶對乳児死亡率を観察し、之れが生活諸條件と如何なる關係にあるかを見、次の如く結論してゐる。

本調査の農村に於ける乳児死亡率は著しく高率にして、特に冬季出生の乳児は死亡率最も高く、秋、春出生之に次ぎ夏生れは最も低い。且又家族の社會的地位並に經濟的生活の如何はその乳児死亡率の上と密接なる關係を有する。即納税額多く、地主、地主兼自作及び自作農に屬する階級の乳児死亡率は低く、納税額少く、小作及び自小作農に屬する階級に於ては高い。更に同一農村に於ても比較的文化的度高く、交通便にして醫師を得やすき地域は他に比し乳児死亡率は低いと。

No. 192 (B) 農村に關する社會生物學的研究

第 7 篇 北陸農林の乳児死亡

矢崎 徳藏 民族生物學研究 第 2 輯

調査された地方は富山縣東礪波郡西礪波郡の 10 ケ村であり、家族小票 2,919 其の子女 15,566 人について集計されたものである。

結果を要約すれば

1) 乳児死亡の年代的變化

全國並びに北陸各縣に於けると殆んど一致した年代的變化を示し 1905 年以前は 14.76 にすぎなかつたものが、其の後 10 年間の率は 16.97、19.16 と著しく上昇し來り、最近 10 年間は下降して 18.08 となつた。此の事は或る程度迄 Lenz 説に適合して居るようである。

2) 戸數階級と乳児死亡率との關係

3 階級に分つて考察すると、上階級に最大の乳児死亡率が認められ、中階級、下階級の順

序である。乳児死亡率の階級差は晩期死亡、早期死亡共に認められる。

3) 出生順位と乳児死亡率

此の關係の存在は確實であつて、第 9 子以前にあつては第 1 子の死亡率高く、次第に低下し第 5 子に於いて最低を示し以後上昇し、第 10 子以後は急激に上昇して、第 1 子の死亡率を凌駕する。以上の關係は下階級に於いて、最も著明であつた。

4) 子女數と乳児死亡率との關係

子女數の増加と共に乳児死亡率は上昇し、特に第 10 子以上を有する家族にあつては驚くべき高率に達する。此の關係は階級上の部類で最も顯著であつた。晩期死亡と早期死亡との間には本質的變化は見られない。兩性比率は大體に於いて逆行する關係にある。

5) 出産間隔と乳児死亡との關係

出産間隔 1 年未滿の死亡率は高く、此の間隔の増大すると共に相當急速に低下し、間隔 4 年に到り最低を示し、以後は間隔を延長しても死亡率は低下しない。此れは戸數割各階級共同じてあり早期死亡なると晩期死亡なると變化なし。

6) 母の年齢と乳児死亡率との關係

母の年齢 20 歳未滿なる時甚だ高率の死亡率を示し、母の年齢の増すと共に減少し、30—35 歳で最低に達し、35 歳以上は上昇に轉じ、40 歳以上は最高を示す。此れは階級上、中では著明なるも下では不明瞭である。死亡率の兩性比率は死亡率と逆行する。又早期死亡、晩期死亡共に母の年齢との關係は同じである。

7) 出生の季節と乳児死亡率との關係

兩者間には少なからぬ關係あり、12 月出生は死亡率最大、1、2、3 月生れは 12 月生れより少し低く、4 月生れは稍急激に低下し、以後益々減少し 7 月生れは最低、以後再び上昇する。即ち 4 月 8 月間は低く 9 月 3 月間は高い。早期死亡は 10 月—3 月に出生せしものに高く、晩期死亡は 6 月—12 月に出生したものに高く、兩者間には著明な差異がある。此れは何れの階級についても云ひ得られる。

8) 乳児死亡の季節と死亡率との關係

死亡は 12 月より 4 月に到る間に比較的多く、5 月より 11 月に至る間は少ない。之を月齡別に見ると、早期死亡は 8 月より 3 月迄の間に多く、晩期死亡は 5 月より 10 月頃迄に多い。兩者の對照は實に著しい。各月齡死亡數の全死亡率に對する % は生後 8 日未滿は 18.13%、8 日以上 1 ヶ月未滿 22.47 % 兩者で 40.60 % を占め、1—3 ヶ月 27.43 %、3—6 月は 15.07 % である。

以上の事實は都市の調査と殆んど差異がない。

9) 死因

重要なものは先天性弱質、急疝、下痢及腸炎、肺炎の 4 種である。此の中先天性弱質は

1ヶ月以上のものには甚だ稀となり、肺炎は3ヶ月以後下痢及腸炎は同1ヶ月以後に於いて急激にその数を増加するのを見た。急疹は6ヶ月迄は殆んど不變で6ヶ月を越えて初めて減少する。季節との関係は、先天性弱質及急疹は冬春に多くて夏秋に少い。肺炎も殆んど同様の傾向を示すが、下痢及腸炎は夏期に多く、其の他の時季には稀である。

以上の月齢及び季節と死因との関係は本邦大都市の傾向と略々一致する。

以上の結果を考察すれば

1) 従来乳児死亡率は家庭の生活程度と逆相関を有するものと考へられて居たが、此の調査ではその反對に順相関が現はれた。しかし、他の諸調査では逆相関が出て居るので、更に將來の検討を要すべきものと思はれる。

2) 第1子が第2子以下に比し、乳児死亡率は非常に高いが、その原因は早期死亡に負ふものであつて、晩期死亡については第2子以下と大差ない傾向を示した。即ち早期死亡に對して、最大の關心を抱かざるを得ない。

No. 193 季節共同保育所

(社會事業パンフレット第2輯)

社會事業研究所 昭和15年3月

事變下農村勞働力の不足對策は農業機械化の困難、土地問題の未解決等によつて、制約されて結局勞働強化と共同作業の實施により能率を増進する以外に方法がない。共同保育所はそれ等に對應して、農村生活合理化施設として、共同炊事、共同浴場等と相まつて、農村婦人の家事勞働を軽減せしめ、それだけの時間と勞力を生産勞働に向けさせる事によつて農村の生産力不足を補ふものである。又それは従来放つて置かれた子供達を保母の手で保育し共同生活の訓練がなされる。

保育所は農村婦人の目を啓き、自らの生活を切り拓き行く知識と希望と力と呼び醒す助けともなり村人全體の協同による生活合理化への途を押し進める事になる。

本書は未發達な、質的に不十分な現状に對しその向上を望む事切なる餘り執筆せられたものである。

内容は經營篇、保育篇、參考篇の3つに分かれて居る。

經營篇

農村季節保育所が開設され始めたのは大正の末頃であるが年々増加し、事變に入るや激増して、昭和8年4,882のものが12年11,502、13年16,538となつて居る。

保育所經營困難の原因は、保母を得る事の困難、經費不足、場所設備のなきため、等が多く、經營者指導者を得る事の困難、村民の理解なき場合等も原因に數へられる。しかし何よりも村民が季節保育所を充分に理解して居ない場合が多く、又それを農繁期の1時的施設と

のみ理解して居るようである。

本編では真によき季節保育所を作り上げる爲に

1) 農村生活合理化の母體として村人の理解と協力によつて經營する事

2) 保母の養成方法を改善して、保育を高める事

の2點について、詳細に検討して居る。

保育篇

保育所の1日は如何にあるべきや、丈夫な身體を作るために、何う云ふ事をすべきか、よい習慣を持たせる爲に、如何に教育すべきか等について述べ、遊びの仕方、給食等についても詳しく懇切に語られて居る。

參考篇

給食とおやつの献立見本、保育所日誌の1例、幼児の集團遊びが述べられ、經營事例として、

1. 新潟縣北蒲原郡木崎村一村の經營
2. 京都府竹野郡彌榮村一部落經營に寺院協力
3. 兵庫縣揖保郡神部村一部落經營に寺院、婦人會協力
4. 愛媛縣温泉郡小野村一主婦會經營
5. 香川縣綾歌郡松山村一村營で小學校へ開設
6. 滋賀縣大津市一寺院經營に部落協力
7. 長上村一小學校が主體

等各種の經營型につき、沿革、時期、期間、施設、受託小兒數、擔任者、經營大要、經費等に關し記述せられて居る。

巻尾に季節保育所に関する文獻目録が掲載されて居る。

No. 194 共同作業、農繁期託兒所、共同炊事實施に伴ふ

農村勞働事情調査成績

帝國農會 昭和15年3月

調査の目的 支那事變下農村勞働力の不足は農業生産に致命的打撃を與へる。此の打開策として共同作業がとり上げられて居るが、共同作業の健全な發達のためには、現に實施して居る團體が如何なる條件の下で、如何なる効果を擧げて居るかの具體的な分析を基本として、具體的な指導をなす事が必要である。此のために新潟縣下5部落を選び、共同作業、農繁期託兒所、共同炊事の成績を分析した。

調査部落 以下の5部落である。

1. 佐渡郡西三川村小泊各共同作業、共同田植